

## 障害者施策推進計画における重点的な取組の達成状況及び令和2年度事業計画について

基本目標	取組名	頁
自立生活支援	相談支援体制の充実	1
	相談支援の質の向上	7
	障害者スポーツの推進	9
	グループホームの整備・運営支援	13
	地域生活支援拠点の整備	16
	障害者通所施設の整備支援	18
	精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築	20
	成年後見センター事業の推進	23
	成年後見制度の利用支援	26
就労支援	障害者就労支援システムの整備	28
	職場開拓の推進	30
	葛飾区チャレンジ雇用	32
	定着支援と余暇・生活支援の充実	33
	障害者就労支援施設の工賃向上に向けた支援	35
育成支援	相談支援体制の充実	37
	療育機関の整備	41
	障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等への支援	43
	早期の発達支援体制の整備	48
	子ども発達センター事業	51
	特別支援教育の推進	55
地域で支えあうまちづくり	障害への理解の促進	58
	交通バリアフリー事業	61
	歩道勾配改善事業	63
	公園内だれでもトイレ設置	64
	放置自転車の撤去・誘導及び指導	66
	公共サインの再構築	68
	障害者施設の防災拠点化	70
	災害時要配慮者への対応計画の作成	73

取組名	相談支援体制の充実	所管課	障害福祉課・障害者施設課・保健予防課・保健センター・子ども家庭支援課
		計画書掲載頁	18

基本目標	1 自立生活支援
施策	(1) 相談体制の充実

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 相談支援体制の充実

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	検討	実施	実施	実施	実施	実施
実績	検討	実施				

(1) 取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆多様な障害に関する相談や発達に課題のある子どもに関する相談に対して適切に対応していくため、ウェルピアかつしか、保健所、保健センター、子ども総合センター、障害者手帳の担当部署の区の相談機関と地域の相談機関が各々の専門性を発揮するとともに、相互に連携して取り組みます。</p> <p>◆相談支援事業所では、障害のある方や家族との相談を通して意向・状況等を丁寧に把握して利用計画案を作成し、区では、利用計画案が障害のある方や家族のニーズに合った内容となっているか審査することで、相互に連携して障害のある方や家族の多様化、個別化する支援ニーズに対応できる利用計画を作成します。</p> <p>◆障害のある方からの総合的な相談に対応できる窓口を設け、併せて地域の相談支援事業所とのネットワークを強化していくために、基幹相談支援センターを含む相談体制の整備について検討します。</p> <p>◆精神疾患の早期発見と治療及び治療継続のため、保健所・保健センターにおける精神保健に関する相談体制を充実させます。</p> <p>◆新たに診断された難病患者や療養上の不安を抱える方に対して、難病医療費公費負担申請時等あらゆる機会を通して相談支援を行います。</p> <p>◆複雑で対応困難な相談について、適切な対応ができるように、医療、保健、福祉の分野が連携できる体制を充実させます。</p>
--

(2) 取組結果等

平成30年度	
取組内容	<p>1 身体障害のある方やその保護者から相談に応じる身体障害者相談員の知識向上を図る。</p> <p>2 知的障害のある方やその保護者から相談に応じる知的障害者相談員の知識向上を図る。</p> <p>3 区の相談機関と地域の相談機関が各々の専門性を発揮するために、相互に連携する方法を検討する。(サービス担当者会議の実施)</p> <p>4 区分調査、移動支援の申請、モニタリングを充実することで、障害のある方や家族の多様化、個別化する支援ニーズに対応できるよう、利用計画を充実する。(モニタリングの充実)</p> <p>5 措置入院患者の方々が退院後に必要な医療等の支援を確実に受けられる仕組みについて、平成30年3月27日に「地方公共団体による精神障害者の退院支援に関するガイドライン」が国から通知され、このガイドラインに基づいて支援する方向となった。区においても本ガイドラインに基づき、新たな支援体制を構築する必要がある。</p> <p>6 国は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めることを提案している。長期入院患者の支援にあたっては、現状について把握し課題を明らかにした上で医療機関や福祉サービス事業所と連携した支援体制を構築する必要がある。</p>

平成30年度	
取組内容	<p>7 子ども総合センターでは、保護者が持つ我が子への発達上の心配や不安に対し、発達支援専門員(心理士・言語聴覚士・福祉)がその専門性を生かして相談を行い、児への関わり方の提案や必要に応じて発達検査の実施及び療育機関の紹介を行う。</p> <p>8 相談支援事業所を持たない児童発達支援事業を利用希望する児(保護者)へのセルフプラン作成の支援を行う。</p> <p>9 乳幼児の発達や成長に関する相談支援の在り方について、地域療育システム検討会等の場を活用し、関係機関との情報交換を行い検討する。</p>
取組結果	<p>1 身体障害者相談員研修を4回(施設見学会を含む。)実施した。</p> <p>2 知的障害者相談員研修を5回(施設見学会を含む。)実施した。</p> <p>3 区と地域の相談機関が連携し、必要に応じてサービス担当者会議を開催した。</p> <p>4 利用計画の作成及びモニタリングを実施し、障害のある方や家族の支援ニーズへの対応を行った。</p> <p>5 入院している精神障害者の退院後支援 1年以上入院している長期入院患者の区民は343人(平成29年度)である。区では平成30年度長期入院患者の実態を把握するため精神科病院を対象にした調査及び退院後支援の実態を把握するため保健センター保健師を対象に調査を実施した。また、退院後支援体制を検討するため専門部会を立ち上げ、退院支援、在宅療養について検討した。</p> <p>◆精神科医療の継続と在宅療養支援 入院している精神障害のある方や精神保健福祉法第23条(警察官通報)対象者が医療を継続し安定して在宅生活を送ることができるよう、治療継続や生活や就労などの支援を行い、再通報数が減少した。</p> <p>◆精神疾患及び精神障害を持つ方への支援 保健所・保健センターでは、保健師が精神疾患及び障害を持つ方に対して、医療、生活等の支援を行っている。平成30年度は、家庭訪問、面接、電話等の相談、関係機関との連携で25,275件の相談対応を行った。</p> <p>7 子ども総合センターの発達支援専門員が対応した保護者からの発達相談のうち、児への関わり方への助言の他、必要に応じて発達検査を実施したのは232件であった。</p> <p>8 子ども総合センターでは、セルフプラン作成支援を81件行った。</p> <p>9 子ども総合センターでは、地域療育システム検討会を開催し、就学前期間の相談支援の在り方について検討した。</p> <p>9 子ども総合センターでは、教育委員会と連携し、年長児の保護者を主とした就学懇談会を実施した。そのうち保護者からの就学に関する相談には、面談や情報提供を行う他、必要に応じて就学相談へつなげた。また保護者からの申請により、就学引き継ぎ会へ参加要請があった場合には発達支援専門員が対応した。</p>
課題等	<p>【障害福祉課】</p> <p>◆民間相談支援事業所における利用計画作成を支援する、相談支援事業所運営費等助成制度について、平成27年度は助成実績がなく、平成28、29年度は3事業所に対して助成したが、平成30年度は2事業所に減り、新たな事業所からの申請がない状況が続いている。</p>

課題等	<p>【保健予防課】</p> <p>◆入院患者への退院後支援 措置入院や長期入院患者の退院後支援については、実態把握を含め支援体制を構築する必要がある。</p> <p>◆地域生活支援拠点の整備 精神障害における8050問題等、「親亡き後」の課題を見据えて、地域全体で支える体制を構築することが必要である。</p> <p>【子ども家庭支援課】</p> <p>◆セルフプランについては、作成することができる区内の相談支援事業所が不足しており、作成件数が前年と比べて増えていることから、今後も増加していくと考えられる。今後もセルフプラン作成支援については、各相談支援事業所や児童発達支援事業所とさらなる連携が必要である。</p> <p>◆障害のある、又は発達に課題のある児に対しては、保護者の子育てに対する不安や児への関わりの困難さから不適切な子育てにつながることも想定される。適切な子育てができるよう、子育ての各段階に応じて、保健センターや子育て支援施設、療育機関、学校等と引き続き連携し、保護者の不安を軽減するとともに、子育て力が向上するように支援していく必要がある。</p>
令和元年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 身体障害のある方やその保護者から相談に応じる身体障害者相談員の知識向上を図る。</li> <li>2 知的障害のある方やその保護者から相談に応じる知的障害者相談員の知識向上を図る。</li> <li>3 区と地域の相談機関が連携し、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、各々の専門性を生かした支援を行う。</li> <li>4 障害のある方や家族の支援ニーズに対応できるよう、利用計画の作成及びモニタリングの一層の充実を図る。</li> <li>5 相談支援事業所運営費等助成制度について、相談支援事業所にとって利用しやすい制度に再構築する。</li> <li>6 精神障害者への支援 精神障害のある方が安定して在宅生活を送ることができるよう、適切に医療につなぎ、治療継続や生活上の支援を行う。また、病状悪化や困難事例を迅速に対応するため関係機関の連携を図る。</li> <li>7 措置入院患者や長期入院患者等への退院後支援 措置入院患者や長期入院患者等の退院に向けた支援については、国のガイドラインに基づき保健師が医療機関や障害福祉サービス事業所と連携して地域生活を支えるサービスや支援の充実を図る。</li> <li>8 早期発見、早期治療のための、地域・当事者・家族への支援 精神疾患は、発症が思春期であることが多いが、早期発見に結びつかないことが多い。当事者や家族に対する支援だけでなく、教育機関等の関係機関に対しても普及啓発を行うことで、精神疾患を早期に発見し、必要な治療を早期に開始する。</li> <li>9 精神疾患及び精神障害を持つ方への支援 精神疾患及び精神障害を持つ方への支援を充実させる。</li> <li>10 子ども総合センターでは、保護者が感じている児への発達上の心配や不安に対し、発達支援専門員(心理士・言語聴覚士・社会福祉士、保育士)がその専門性を生かして保護者からの相談を受ける。その上で保護者が発達支援専門員の助言等を受け、安心して子育てができるようにする。</li> <li>11 セルフプラン作成の支援を行う。</li> <li>12 地域療育システム検討会等の場を活用し、乳幼児の発達や成長に関する相談支援の方法や課題について、関係機関との見直しを含めた検討を行う。</li> </ol>

- 1、2  
身体障害者相談員研修を年4回(施設見学会を含む)、知的障害者相談員研修を年5回(施設見学会を含む)開催し、相談事例の共有・研究を行い各相談員の知識の向上を図った。また、施設見学会を開催し、支援の現場を見ることで、相談対応に生かす機会とした。
- 3 区と地域の相談機関が連携し、必要に応じてサービス担当者会議を開催した。
- 4 モニタリングの回数を前年度までの年1回から、サービス種別ごとに年2回又は年4回に増やし、より細やかに障害のある方や家族の生活状況を把握し、支援ニーズに対応した。  
モニタリング件数:障害者 374件、障害児 302件(前年度:障害者 73件、障害児 46件)
- 5 相談支援事業所運営費等助成制度について、事業者が本制度を利用しやすいよう再構築(対象の見直し)を行った結果、事業所2箇所が利用する結果となった。今後の利用希望事業所は、3箇所となっている。
- 6 精神障害者への支援  
病状が悪化した方等を適切に迅速に対応するため、関係機関の連携を図りながら支援を行うとともに、精神保健福祉法第23条の対象者や家族が、医療を継続し安定して在宅生活を送ることができるよう支援を行った。  
平成30年度には在宅療養の支援を検討するための専門部会を立ち上げ、在宅療養支援について検討した。令和元年度も開催を予定していたが、新型コロナウイルス対策のため、やむを得ず中止とした。  
保健所・保健センターでは、精神疾患及び障害を持つ方が医療を継続し安定した在宅生活を送ることができるよう、治療継続や生活上の支援を行っている。令和元年度は、家庭訪問、面接、電話等の相談、関係機関との連携で23,733件の相談支援を行った。
- 7 措置入院等で入院した方の退院後支援  
保健所、保健センターでは精神科入院患者の退院後支援を行った。また、国や都の退院後支援ガイドラインに基づいた退院後支援を行うため、体制等の準備を行った。
- 8 早期発見、早期治療のための、地域・当事者・家族への支援  
保健所・保健センターでは、精神保健に関する普及啓発、精神疾患の早期発見、早期治療を目的に、当事者、家族及び支援関係機関を対象に講演会を開催している。ライフステージをテーマにした「思春期講演会」、「認知症講演会」、疾患をテーマにした「統合失調症家族教室」「女性とうつ病」「アディクション講演会」「ギャンブル依存症講演会」「発達障害講演会」等を21回開催し、556人の参加をいただいた。
- 9 長期に入院している精神障害者の退院後支援体制の整備  
平成30年度の病院調査を踏まえ、令和元年度には、地域移行を進めるための調査を実施した。医療機関と具体的な退院支援の仕組みを検討する必要があることがわかった。また、退院後支援体制を検討するため専門部会を平成30年度に引き続き開催する予定であったが、新型コロナウイルス対策のため、やむを得ず中止とした。
- 10 子ども総合センターの発達支援専門員が対応した保護者からの発達相談のうち、児への関わり方への助言の他、必要に応じて発達検査を実施したのは202件であった。
- 11 子ども総合センターでは、セルフプラン作成支援を105件行った。
- 12 子ども総合センターでは、地域療育システム検討会を開催し、就学前期間の相談支援の在り方について検討した。
- 12 子ども総合センターでは、教育委員会と連携し、年長児の保護者を主とした就学懇談会を実施した。そのうち保護者からの就学に関する相談には、面談や情報提供を行う他、必要に応じて就学相談へつなげた。また保護者からの申請により、就学引継ぎ会へ参加要請があった場合には発達支援専門員が対応した。

課題等	<p><b>【障害福祉課】</b>  ◆相談支援事業所運営費等助成制度について、再構築を行ったが利用する事業所が少ない。</p> <p>◆障害のある方からの相談を受けるにあたり、サービスの内容により相談先が分かれており、必要な支援を提供するまでに時間を要することがあるため、相談機関の相互の連携を強化する必要がある。</p> <p><b>【保健予防課】</b>  ◆精神科入院患者の退院後支援の充実  関係機関と連携し、本人家族への支援を充実する必要がある。また、長期入院患者の支援についてはこれまでの実態把握を踏まえ、精神科病院や地域の支援団体と連携した具体的な支援体制を構築する必要がある。</p> <p>◆在宅療養支援の充実  精神障害のある方が安定して在宅生活を送ることができるよう、適切に医療につなぎ、治療継続や生活上の支援を更に充実する必要がある。</p> <p>◆精神障害者を地域全体で支える仕組みの構築  精神障害者の「親亡き後」の課題を見据えて、関係機関を連携した地域全体で支える体制を構築することが必要である。</p> <p><b>【子ども家庭支援課】</b>  ◆セルフプランについては、作成することができる区内の相談支援事業所が不足しており、作成件数が年々増加している。そのため、今後もセルフプラン作成支援については、各相談支援事業所や児童発達支援事業所とさらなる連携が必要である。</p> <p>◆障害のある、又は発達に課題のある児に対しては、保護者の子育てに対する不安や児への関わりの困難さから不適切な子育てにつながることも想定される。適切な子育てができるよう、子育ての各段階に応じて、保健センターや子育て支援施設、療育機関、学校等と引き続き連携し、保護者の不安を軽減するとともに、子育て力が向上するように支援していく必要がある。</p>
	令和2年度
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 身体障害のある方やその保護者からの相談に応じる身体障害者相談員の知識向上を図る。</li> <li>2 知的障害のある方やその保護者からの相談に応じる知的障害者相談員の知識向上を図る。</li> <li>3 区と地域の相談機関が連携し必要に応じてサービス担当者会議を開催し、各々の専門性を生かした支援を行う。</li> <li>4 障害のある方や家族の支援ニーズに対応できるよう、利用計画の作成及びモニタリングの充実を図る。</li> <li>5 相談支援事業所運営費等助成制度について、事業所に周知を進めることで新たな申請につなげていく。</li> <li>6 精神科病院入院患者の退院後支援  入院患者の退院後支援については、精神科医療機関や関係機関と連携し支援を充実するために、今年度より精神保健福祉士を採用し支援の充実を図る。</li> <li>7 長期入院患者の退院後支援  これまでの実態把握を踏まえ、具体的な退院後支援を行いながら、部会等で検討しながら地域の支援体制の検討を行う。</li> <li>8 在宅療養支援の充実  精神障害のある方が安定して在宅生活を送ることができるよう、適切に医療につなぎ、治療継続や生活上の支援を更に充実する。</li> <li>9 精神障害者を地域全体で支える仕組みの構築  精神障害者の「親亡き後」の課題を見据えて、精神保健福祉包括ケア推進協議会や部会で地域で支える体制の検討を行う。</li> </ol>

取組 内容	<p>10 子ども総合センターでは、保護者が感じている児への発達上の心配や不安に対し、発達支援専門員(心理士・言語聴覚士・社会福祉士・保育士)がその専門性を生かして保護者からの相談を受ける。その上で保護者が発達支援専門員の助言等を受け、安心して子育てができるようにする。</p>
	<p>11 高砂に児童発達支援センターが令和2年10月に開所するにあたって、他の療育機関への紹介と同様に、保護者にわかりやすく、また適切に相談から利用につなげられるよう、関係機関と連携し行う。</p>
	<p>12 セルフプラン作成の支援を行う。</p>
	<p>13 地域療育システム検討会等の場を活用し、乳幼児の発達や成長に関する相談支援の方法や課題について、関係機関との見直しを含めた検討を行う。</p>

取組名	【新】相談支援の質の向上	所管課	障害福祉課・障害者施設課・保健予防課・保健センター
		計画書掲載頁	18

基本目標	1 自立生活支援
施策	(1) 相談体制の充実

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 相談支援専門員研修会の年間受講者数(延べ3,600人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	600人	600人	600人	600人	600人	600人
実績	454人	342人				

(1) 取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆障害のある方が在宅生活を送る上で十分な支援を受けることができるよう、サービス事業者との連携、サービス利用の調整等を充実させます。</p> <p>◆区内相談支援事業所と協働して開催する相談支援専門員研修会を通して事業者支援を行い、人材の育成と計画相談支援及び障害児相談支援の質の向上を図ります。</p>
--

(2) 取組結果等

平成30年度	
取組内容	<p>1 サービス事業所と連携し、ケアプランの作成支援を行う。</p> <p>2 相談支援専門員研修を充実し人材の育成と相談支援の質の向上を図る。</p>
取組結果	<p>1 自立生活支援センターにおいて、事業所が作成した計画156件に対して支援を行った。</p> <p>2 相談支援専門員研修会を実行委員会形式で実施した。 研修内容: テーマ別グループワーク、事例検討会、講演会、施設見学、シンポジウム、座談会、ディベート等</p> <p>2 相談支援専門員研修を充実し人材の育成と相談支援の質の向上を図った。 精神障害者就労及び相談支援部会において、精神障害に関わる支援者の資質向上及びネットワーク構築を図ることを目的として、平成31年3月28日に学習会を開催した。「SST(Social Skills Training) 本人の強みを生かした支援について学ぶ」というテーマで開催し、障害福祉サービス事業者(就労支援、計画相談、グループホーム、地域活動支援センター)に広く案内し、計32人の関係者が参加した。</p>
課題等	<p>【障害福祉課】</p> <p>◆事業所が計画を作成するにあたり、相談できる環境を整える必要がある。</p> <p>◆計画作成に関する技術的な知識やサービス支給に関する法令などについて最新情報を共有していく必要がある。</p> <p>【保健予防課】</p> <p>◆相談支援専門員研修を充実し人材の育成と相談支援の質の向上を図る必要がある。 精神障害者就労及び相談支援部会の部会員から、精神障害者支援に関わる事業者が一同に会する場を設けてほしいという要望があり、学習会を開催した。精神障害の支援に直接携わっていない事業所を含め、広く参加を呼び掛け、障害者支援の相互理解とネットワークの構築を図る必要がある。</p>



令和元年度	
取組内容	<p>1 事業所が計画を作成するにあたり必要な支援を行い、障害のある方が必要なサービスを安心して利用することができるようにする。</p> <p>2 相談支援専門員研修会を実行委員会形式で実施する。研修会においては、年間テーマを決め、事例検討を中心とする専門的な研修を行うとともに、計画作成に関する技術的な知識やサービス支給に関する法令などについて最新情報の提供を行う。</p> <p>3 相談支援専門員研修を充実し人材の育成と相談支援の質の向上を図る。 令和元年度は、精神障害者就労及び相談支援部会の運営の在り方(検討すべき事項、構成員等)を一部見直し、精神障害者支援者の連携を目的とした合同部会を、年2回開催する。</p>
取組結果	<p>1 相談支援事業所が計画を作成する際に、窓口や電話で随時相談を受け、助言等を行い障害のある方が個々の状況に合わせ必要なサービスを利用できるよう計画作成の支援を行った。</p> <p>2 相談支援専門員研修会を実行委員会形式で実施した。 内容:障害福祉サービスについて、多職種との連携、施設見学会、講習会</p> <p>3 精神障害者就労及び相談支援部会の合同部会を開催した。地域活動支援センター、相談支援事業所、就労支援事業所、グループホームより計32人が参加した。(令和元年7月開催)</p> <p>3 身体・知的障害者就労支援部会と精神障害者就労及び相談支援部会の学習会(仕事で燃えつきないために～対人援助職のメンタルヘルスケア～)を合同開催した。もえつき(バーンアウト)のプロセスや背景、対処方法について学び、相談支援事業所等の連携と資質の向上を図った。身体・知的・精神の相談支援事業所より計41人参加した。(令和2年1月開催)</p>
課題等	<p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談の内容が多様化しているため、他機関との連携が必要となっている。</li> <li>◆相談支援専門員が施設代表者や生活支援員との兼務の方が多く、研修への参加が困難となり参加人数、実績が減少傾向にある。</li> </ul> <p>【保健予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆精神障害者支援に関わる事業者の育成と相談支援の質の向上を図る必要がある。また、障害種別に関わりなく相談支援できる事業所が広がっていくように、今後とも情報共有や意見交換の場(学習会等)を設けていく必要がある。</li> </ul>
令和2年度	
取組内容	<p>1 事業所が計画を作成するにあたり必要な支援を行い、障害のある方が個々の状況に応じ必要なサービスを安心して利用できるようにする。</p> <p>2 相談支援専門員研修会を実行委員会形式で実施する。研修会においては年間でテーマを決め事例検討を中心とし、他機関との連携等を含めた専門的な研修を行うとともに、計画作成に関する技術的な知識やサービス支給に関する法令などについて最新の情報の提供を行う。</p> <p>3 精神障害者支援の事業所が地域の課題を共有し、相談支援体制を充実させていけるように合同部会(学習会等)を年2回開催する。</p>

取組名	障害者スポーツの推進	所管課	生涯スポーツ課
		計画書掲載頁	22
基本目標	1 自立生活支援		
施策	(2) 社会参加の支援		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 障害者対象スポーツ事業の参加者(延べ6,750人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	1,000人	1,050人	1,100人	1,150人	1,200人	1,250人
実績	934人	757人				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆障害者が自主的に安心してスポーツ活動に取り組めるよう、障害者スポーツ指導員の養成及び年間を通して定期的に教室を開催して指導員の活動の場を提供します。</p> <p>◆パラリンピックの公式種目である「ボッチャ」の普及推進を行うなど、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成を図るとともにパラリンピック競技の認知度向上を図り、各種ユニバーサルスポーツの普及・発展を推進します。</p>
---

(2)取組結果等

平成30年度	
取組内容	<p>1 障害者スポーツの推進</p> <p>(1)トランポリン教室の実施(年20回)</p> <p>(2)複数種目教室の実施(年1回4日間)</p> <p>(3)水泳教室の実施(年11回×2会場)</p> <p>(4)水泳専用レーンの設置(年10回×2会場)</p> <p>(5)夏の短期水泳教室の実施(年1回4日間)</p> <p>2 東京2020パラリンピック競技大会公式種目であるボッチャ競技等の普及推進</p> <p>(1)ボッチャ教室の実施(年1回5日間)</p> <p>(2)ボッチャ交流大会の実施(年1回)</p> <p>(3)レクリエーションボッチャ一般開放の実施(年38回)</p> <p>(4)パラ種目(ボッチャ・ボルダリング・アーチェリー・ブラインドサッカー)体験教室の開催(年1回×4種目)</p> <p>(5)トランポリン交流大会の実施(年1回)</p> <p>(6)フロアホッケー大規模大会・教室の実施(年1回)</p> <p>3 障害者スポーツ指導員の養成・活用</p> <p>(1)初級障害者スポーツ指導員養成講習会の開催(年1回7日間)</p> <p>(2)(仮称)障害者スポーツ普及協議会研修会の開催(年1回)</p> <p>4 各媒体での情報提供</p> <p>スポーツかつしかやホームページ等で、障害者スポーツ事業における各教室等の情報提供を行う。(毎月1回)</p>
取組結果	<p>1 障害者スポーツの推進</p> <p>(1)トランポリン教室を、前期(4月～9月)は総合スポーツセンターエイトホールで10回実施し、延べ157人の参加があった。後期(10月～3月)は水元総合スポーツセンター体育館で実施し、延べ186人の参加があった。</p> <p>(2)複数種目教室(フロアホッケー、風船バレー、四面卓球、ボッチャ)を、6月の4日間、総合スポーツセンター体育館で実施し、延べ128人の参加があった。</p>

取組結果	<p>(3)「障害者健康水泳教室」を、8月を除く毎月1回、温水プール館及び水元総合スポーツセンター体育館温水プールの2会場に拡充して実施し、延べ336人の参加があった。</p> <p>(4)「障害者水泳専用レーン」を、7・8月を除く毎月1回、温水プール館及び水元総合スポーツセンター体育館温水プールの2会場に拡充して実施し、延べ70人の参加があった。</p> <p>(5)夏の障害者短期水泳教室を、7・8月の4日間(うち1日は天候不良で中止)、鎌倉公園プールで実施した。延べ57人の参加があった。</p> <p>2 東京2020パラリンピック競技大会公式種目であるボッチャ競技等の普及推進</p> <p>(1)ボッチャ教室を、6・7月の5日間、総合スポーツセンターエイトホールで実施した。延べ51人の参加があった。</p> <p>(2)ボッチャ交流大会を、6月23日、総合スポーツセンター体育館で実施した。105人の参加があり、そのうち、障害者の参加は14人であった。</p> <p>(3)ボッチャ一般開放を、年38回水元総合スポーツセンター体育館会議室で実施した。延べ406人の参加があった。</p> <p>(4)パラリンピック公式種目の体験教室(ボッチャ教室35人、ボルダリング教室28人、アーチェリー教室33人、ブラインドサッカー教室24人)を実施した。</p> <p>(5)トランポリン交流大会を、12月2日、水元総合スポーツセンター体育館で実施した。147人の参加があり、そのうち、障害者の参加は47人であった。</p> <p>(6)フロアホッケー交流競技大会を奥戸総合スポーツセンター体育館で実施した。延べ253人の参加があった。</p> <p>3 障害者スポーツ指導員の養成・活用</p> <p>(1)平成31年1月に、7日間に亘り「障害者スポーツ指導員養成講習会」を開催した。障害の種別や程度に応じた指導法を習得し、指導者としての資質の向上を図り人材育成を行うことを目的とし11人の認定登録をした。</p> <p>(2)3月23日に、障害者指導者連絡協議会&amp;フォローアップ研修会を区公認障害者スポーツ指導者を対象に指導者間の交流と自己研鑽の場として、29人参加のもと実施した。</p> <p>4 スポーツかつしか等や区ホームページでの情報提供</p> <p>障害者スポーツ事業について、広報紙(スポーツかつしか)で各教室等の情報提供を行ったほか、区ホームページで周知を図り、参加者の増員に努めている。</p>
課題等	<p>◆地域のより多くの方に障害者の事を理解してもらう事が重要である。</p> <p>◆そのためには、自治体は常時開催される障害者スポーツ事業、健常者と一緒に楽しむユニバーサルスポーツ事業を開催して、障害者と触れ合うことが大切であり必要である。</p>
令和元年度	
取組内容	<p>1 障害者スポーツの推進</p> <p>(1)トランポリン教室の実施(年20回)</p> <p>(2)複数種目教室の実施(年1回4日間)</p> <p>(3)水泳教室の実施(年11回×2会場)</p> <p>(4)水泳専用レーンの設置(年10回×2会場)</p> <p>(5)夏の短期水泳教室の実施(年1回4日間)</p> <p>(6)障害者スポーツ開放事業「のびのびユニスポ広場」(1月から開始、毎週火曜日)</p> <p>2 東京2020パラリンピック競技大会公式種目であるボッチャ競技等の普及推進</p> <p>(1)ボッチャ教室の実施(年1回5日間)</p> <p>(2)ボッチャ交流大会の実施(年1回)</p> <p>(3)レクリエーションボッチャ一般開放の実施(年38回)</p> <p>(4)パラ種目(ボッチャ・ボルダリング・アーチェリー・ブラインドサッカー)体験教室の開催(年1回×4種目)</p> <p>(5)トランポリン交流大会の実施(年1回)</p> <p>(6)フロアホッケー大規模大会・教室の実施(年1回)</p>

取組内容	<p>3 障害者スポーツ指導員の養成・活用  (1)初級障害者スポーツ指導員養成講習会の開催(年1回7日間)  (2)障害者スポーツ指導員連絡協議会&amp;フォローアップ研修会の開催(年1回)</p> <p>4 各媒体での情報提供  スポーツかつしかやホームページ等で、障害者スポーツ事業における各教室等の情報提供を行う。  (毎月1回)</p>
取組結果	<p>1 障害者スポーツの推進  (1)トランポリン教室を、前期(4月～9月)はエイトホールで10回実施し、延べ112人の参加があった。後期(10月～2月)は水元総合スポーツセンター体育館で実施し、延べ152人の参加があった。※3月は中止  (2)複数種目教室(フロアホッケー、風船バレー、ボッチャ)を、6月の4日間、奥戸総合スポーツセンター体育館で実施し、延べ100人の参加があった。  (3)「障害者水泳教室」を、8月を除く毎月1回、温水プール館及び水元総合スポーツセンター体育館温水プールの2会場で実施し、延べ263人の参加があった。※3月は中止  (4)「障害者水泳専用レーン」を、7・8月を除く毎月1回、温水プール館及び水元総合スポーツセンター体育館温水プールの2会場で実施し、延べ56人の参加があった。※3月は中止  (5)夏の障害者短期水泳教室を、7・8月の3日間、鎌倉公園プールで実施した。延べ51人の参加があった。  (6)障害者スポーツ開放事業「のびのびユニスポ広場」を1月から毎週火曜日にエイトホールで開催して、延べ23人の参加があった。(1月から開始)</p> <p>2 東京2020パラリンピック競技大会公式種目であるボッチャ競技等の普及推進  (1)ボッチャ教室を、5・6月の5日間、エイトホールで実施した。延べ79人の参加があった。  (2)ボッチャ交流大会を、6月22日、奥戸総合スポーツセンター体育館で実施した。55人の参加があり、そのうち、障害者の参加は16人であった。  (3)ボッチャ一般開放を、年34回水元総合スポーツセンター体育館会議室で実施した。延べ441人の参加があった。※3月は中止  (4)パラリンピック公式種目の体験教室(ボッチャ教室72人、ボルダリング教室37人、アーチェリー教室32人、ブラインドサッカー教室80人)を実施した。  (5)トランポリン交流大会を、12月1日、水元総合スポーツセンター体育館で実施した。150人の参加があり、そのうち、障害者の参加は38人であった。  (6)フロアホッケー交流競技大会を奥戸総合スポーツセンター体育館で実施した。延べ344人の参加があった。</p> <p>3 障害者スポーツ指導員の養成・活用  令和2年1月に、7日間にわたり「障害者スポーツ指導員養成講習会」を開催した。障害の種別や程度に応じた指導法を習得し、指導者としての資質の向上を図り人材育成を行うことを目的とし7人の認定登録をした。</p> <p>4 スポーツかつしか等や区ホームページでの情報提供  障害者スポーツ事業について、広報紙(スポーツかつしか)で各教室等の情報提供を行ったほか、区ホームページで周知を図り、参加者の増員に努めている。</p>
課題等	<p>◆新型コロナウイルスの感染拡大により3月以降、障害者スポーツはもとより、区のスポーツ施設や事業はすべて休止となった。新型コロナウイルス収束後、事業再開する際の感染リスクへの対策及び外出自粛により外出できなくなった障害者へ再び運動習慣を身に着けるための仕組みづくりが必要である。</p>

令和2年度

取組  
内容

- 1 障害者スポーツの推進
  - (1)トランポリン教室の実施(年20回)
  - (2)複数種目教室の実施(年1回4日間)
  - (3)水泳教室の実施(年11回×2会場)
  - (4)水泳専用レーンの設置(年10回×2会場)
  - (5)夏の短期水泳教室の実施(年1回4日間)
  - (6)障害者スポーツ開放事業「のびのびユニスポ広場」(年46回、毎週火曜日)
- 2 東京2020パラリンピック競技大会公式種目であるボッチャ競技等の普及推進
  - (1)ボッチャ教室の実施(年1回5日間)
  - (2)ボッチャ交流大会の実施(年1回)
  - (3)レクリエーションボッチャ一般開放の実施(年39回)
  - (4)パラ種目(ボッチャ・アーチェリー)体験教室の開催(年1回×2種目)
  - (5)トランポリン交流大会の実施(年1回)
  - (6)フロアホッケー大規模大会・教室の実施(年1回)
- 3 障害者スポーツ指導員の養成・活用  
初級障害者スポーツ指導員養成講習会の開催(年1回7日間)
- 4 各媒体での情報提供  
スポーツかつしかやホームページ等で、障害者スポーツ事業における各教室等の情報提供を行う。  
(毎月1回)

<b>取組名</b>	グループホームの整備・運営支援	<b>所管課</b>	障害者施設課・保健予防課
		<b>計画書掲載頁</b>	24

<b>基本目標</b>	1 自立生活支援
<b>施策</b>	(3) 社会資源の充実

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 グループホームの整備支援(延べ6箇所)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>目標</b>	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
<b>実績</b>	0箇所	1箇所				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆施設入所者の地域移行を促進するため、社会福祉法人等に対し、区内にグループホームの整備を促します。</p> <p>◆重度障害のある方の地域生活を支援するため、重度障害のある方のグループホームの整備を行う社会福祉法人等に対して整備費の一部を助成します。</p> <p>◆地域での生活が困難な精神障害のある方に居住の場を提供するとともに日常生活に必要な援助等を行う通過型グループホームや、精神科病院に入院中から生活力をアセスメントするための体験宿泊ができるグループホームを整備するため、社会福祉法人等に対し整備費の一部を助成することを検討します。</p>
--

(2)取組結果等

平成30年度	
<b>取組内容</b>	<p>1 重度障害のある方に対応したグループホームの整備については、地域生活支援型入所施設の将来的な退所者をはじめとする重度障害のある方の生活の場としてのグループホームの計画的な整備を実現するため、新たな補助制度等を整備の上、区の主導による整備法人の誘致策等について検討を行う必要がある。</p> <p>2 精神障害者に対応したグループホームについては、精神障害に対応した地域包括ケアシステムについて協議を行う中で、地域のニーズを精査していく。</p>
<b>取組結果</b>	<p>1 重度障害のある方に対応できるグループホームの整備について、グループホームの整備を検討している法人等に働きかけを行った。</p> <p>1 重度障害のある方に対応できるグループホームの整備を促進するための新たな支援策の検討にあたり、整備が進まない要因の検証、重度障害に対応できるグループホームに適した施設タイプの検討等を行った。</p> <p>2 精神障害に対応したグループホームについては、既存の賃貸物件をグループホームとして運用することができるため、新たな事業主(株式会社、NPO法人等)より参入の意向が示されている。都は障害福祉サービスの共同生活援助の主旨を踏まえたグループホームが開設されるように事業所指定に係る事前相談・指導を行っているが、区においても社会資源の需要に関する説明や助言を行っている。</p>

課題等	<p>【障害者施設課】</p> <p>◆施設整備面への支援及び施設運営面への支援、それぞれの課題の整理を行う必要がある。</p> <p>◆重度障害のある方に対応できるグループホームへの需要及び利用者像の正確な把握が必要である。</p> <p>◆重度障害のある方に対応できるグループホームを安定して運営できる法人等を確保する必要がある。</p> <p>【保健予防課】</p> <p>◆精神障害者に対応した地域包括ケアシステムについて協議を行う中で、地域の社会資源に対するニーズを把握する必要がある。</p>
令和元年度	
取組内容	<p>1 重度障害者に対応できるグループホームの整備について、引き続き法人等に働きかけを行う。</p> <p>2 前年度の課題を踏まえ、重度障害者に対応できるグループホームの整備のための必要な新たな支援策及び整備法人の誘致策について引き続き検討を行う。</p> <p>3 令和元年度は、精神障害者就労及び相談支援部会の運営の在り方（検討すべき事項、構成員等）を一部見直し、精神障害者支援者の連携を目的とした合同部会を、年2回開催する。この中で、精神障害者に対する地域包括ケアシステムをテーマにとりあげ、地域の社会資源に対するニーズを把握する。</p>
取組結果	<p>1 重度障害のある方に対応できるグループホームの整備を検討している法人等に働きかけを行った。</p> <p>2 重度障害のある方に対応できるグループホームの整備を促進するための新たな支援策の検討等を行った。</p> <p>3 精神障害に対応したグループホームについては、既存の賃貸物件をグループホームとして運用することができるため、新たな事業主(株式会社、NPO法人等)より参入の意向が示されている。区は事業主より事前相談を受け、助言等を行っている。令和元年度は、区内に精神障害者を支援するグループホームが計1箇所開設された。</p>
課題等	<p>【障害者施設課】</p> <p>◆重度障害のある方に対応できるグループホームの需要及び利用者像の正確な把握が必要である。</p> <p>◆施設整備面及び運営面における課題の整理を行う必要がある。</p> <p>◆重度障害のある方に対応できるグループホームを安定して運営できる法人等を確保する必要がある。</p>

課題等	<p>【保健予防課】</p> <p>◆ 精神障害者を支援するグループホームは、新たな事業主の参入が見込まれ増加傾向にある。今後は、長期入院患者の地域移行や重度障害の受け入れについても前向きに検討していただけるように、区は働きかけていく必要がある。</p> <p>◆ 長期入院患者の地域移行や親元からの自立支援など、地域で安心して生活をするための支援体制について検討する必要がある。</p>
令和2年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重度障害者に対応できるグループホームの整備について、引き続き法人等に働きかけを行う。</li> <li>2 重度障害者に対応できるグループホームの需要を踏まえた上で、整備・運営面における課題を整理し、必要となる新たな支援策及び整備法人の誘致策について引き続き検討を行う。</li> <li>3 精神科病院に入院中から生活力をアセスメントするための体験宿泊ができるグループホームの整備について協議の場を設け検討を進める。</li> </ol>



<b>取組名</b>	地域生活支援拠点の整備	<b>所管課</b>	障害福祉課・保健予防課
		<b>計画書掲載頁</b>	24

<b>基本目標</b>	1 自立生活支援
<b>施策</b>	(3) 社会資源の充実

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 地域生活支援拠点の整備

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>目標</b>	検討	整備(知的)	検討	検討	検討	整備
<b>実績</b>	検討	検討				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

◆障害のある方の地域生活を支援するため、地域生活支援型入所施設や既存の通所施設、グループホーム等の連携による地域生活支援拠点の整備について検討します。

(2)取組結果等

平成30年度	
<b>取組内容</b>	<p>1 知的障害者に対応する地域生活支援拠点の整備については、その中心的な役割を担う施設として地域生活支援型入所施設(パラシヨウブ)の活用について検討するとともに、既存の通所施設との連携による面的な整備を進める。</p> <p>2 身体障害者に対応する地域生活支援拠点の整備については、医療的ケアを必要とする重症心身障害のある方を対象とする通所施設の整備と合わせて検討を行う。</p> <p>3 精神障害者に対応する地域生活支援拠点の整備については、精神障害に対応した地域包括ケアシステムについて協議を行う中で、地域のニーズを精査していく。</p>
<b>取組結果</b>	<p>1・2 厚生労働省主催の「地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実のためのブロック会議」への参加等により、他自治体の整備状況や運用状況の情報収集を実施した。</p> <p>1・2 他自治体の好事例等を参考に、葛飾区の現状に即した地域生活支援拠点の整備等についての基本的な在り方について検討を行った。</p> <p>3 精神障害者に対応する地域生活支援拠点の整備については、精神障害に対応した地域包括ケアシステムについて協議を行う中で、地域のニーズを精査していく。 区では平成30年度長期入院患者の実態を把握するため精神科病院を対象にした調査及び退院後支援の実態を把握するため保健センター保健師を対象に調査を実施した。調査結果では、入院継続と「住居」の要因が認められた。その結果を平成30年度に立ち上げた精神保健福祉包括ケア推進協議会と2つの専門部会で情報提供した。</p>
<b>課題等</b>	<p>【障害者施設課】</p> <p>◆葛飾区における地域課題やニーズの把握方法の整理が必要である。</p> <p>◆葛飾区における地域生活支援拠点等の在り方の整理が必要である。</p> <p>◆地域生活支援拠点等の整備における、行政及び民間事業者の役割の整理が必要である。</p>

課題等	<p>【保健予防課】</p> <p>◆精神障害者に対応する地域生活支援拠点の整備については、精神障害に対応した地域包括ケアシステムについて協議を行う中で、地域のニーズを精査していく。</p> <p>(1)地域生活支援拠点の整備については、入院患者や在宅療養者の実態を明確にして、具体的な課題整理を行う必要がある。</p> <p>(2)入院患者だけでなく在宅療養者についても、精神障害における8050問題や「親亡き後」等の課題を見据えて、地域全体で支える体制を構築することが必要である。</p>
令和元年度	
取組内容	<p>1 平成30年度において収集した情報を基に、上記の課題を踏まえた上で、葛飾区における地域生活支援拠点等の整備について課題毎に具体的な検討を行い、計画的に整備していく。</p> <p>2 精神障害者に対応する地域生活支援拠点の整備については、精神障害に対応した地域包括ケアシステムについて協議を行う中で、地域のニーズを精査していく。</p> <p>(1)長期に精神科病院に入院している患者の訪問を行い、実態を把握することで退院支援について検討を行う。その中で地域生活支援拠点の課題整理ができる。</p> <p>(2)在宅療養をしている精神障害者について、「親亡き後」等の課題等確認する。</p>
取組結果	<p>1 平成30年度において収集した情報を基に、本区の状況に合った地域生活支援拠点等の在り方について検討し、行政及び民間事業者の役割の整理を行うとともに、連携方法についても検討を進めた。</p> <p>2 精神障害者支援合同部会において「障害のある方が地域で暮らしていくためのサポートについて」というテーマで、精神障害のある方の地域課題について意見交換を行った(令和元年7月実施)。</p> <p>2 葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会を開催し、精神障害に対応した地域包括ケアシステムに係る協議を行った(令和2年2月3日実施)。同推進協議会の各部会(在宅療養部会、長期入院患者等支援検討部会)については、新型コロナウイルス蔓延により開催を中止した。</p>
課題等	<p>【障害福祉課】</p> <p>行政及び民間事業者との連携方法や地域の課題を把握するため、民間事業者を含めた協議の場を設置し、整備に向けた具体的な検討を進める必要がある。</p> <p>【保健予防課】</p> <p>障害種別に関わりなく施設を相互利用していることから、区の充足状況やニーズを把握した上で地域生活支援拠点の面的整備を進めていく必要がある。</p>
令和2年度	
取組内容	<p>1 行政及び民間事業者を委員とする専門部会を設置し、地域生活支援型入所施設(パラシヨウブ)や既存の通所施設、グループホームと連携し、面的な地域生活支援拠点等の整備について検討を進める。</p> <p>2 葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会及び部会(在宅療養部会、長期入院患者等支援検討部会)において精神障害者支援に関する地域のニーズを精査していく。</p> <p>3 精神障害者就労支援施設「あすなろの家」の建て替えを令和6年頃に予定している。新たな施設に地域生活支援拠点としての整備を行うことを検討し、区と法人の協働事業として進めていく。</p>

取組名	障害者通所施設の整備支援	所管課	障害者施設課・保健予防課
		計画書掲載頁	24
基本目標	1 自立生活支援		
施策	(3)社会資源の充実		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 障害者通所施設の整備(延べ1箇所)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標		1箇所				
実績	1箇所					

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

- ◆特別支援学校の卒業生等の日中活動を支援するため、また、障害のある方の社会参加や就労を支援するため、必要量に合わせて施設整備を支援します。
- ◆たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする障害のある方への対応が必要であることから、医療的ケアを必要とする重症心身障害のある方を対象とする通所施設の整備支援を検討します。

(2)取組結果等

平成30年度	
取組内容	<p>1 知的・身体障害者に対応する通所施設については、特別支援学校の卒業生の動向等を勘案の上、計画的に整備について検討を行う。特に医療的ケアを必要な方を含む重症心身障害者に対応した通所施設の整備については、民間法人による施設整備の動向を踏まえながら、検討を行う。</p> <p>2 精神障害者に対応する通所施設については、精神障害に対応した地域包括ケアシステムについて協議を行う中で、地域のニーズを精査していく。</p>
取組結果	<p>1 医療的ケアを必要な方を含む重症心身障害者に対応している他自治体の通所施設の視察を行った。</p> <p>1 医療的ケアを必要な方を含む重症心身障害者に対応している通所施設の運営法人へのヒアリングを行った。</p> <p>1 医療的ケアを必要な方を含む重症心身障害者に対応する通所施設の整備方法を検討した。</p> <p>2 東京都は障害者に対する就労支援の主旨を踏まえた通所施設が開設されるように事業所指定に係る事前相談・指導を行っているが、区においても社会資源の需要に関する説明や助言を行っている。</p>
課題等	<p>【障害者施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆重症心身障害者及び医療的ケア者における通所施設に対する需要数を把握する必要がある。</li> <li>◆医療的ケアを必要な方を含む重症心身障害者に対応する通所施設の整備方法を決定する必要がある。</li> <li>◆医療的ケアを必要な方を含む重症心身障害者に対応する通所施設の運営法人の確保策について検討する必要がある。</li> </ul> <p>【保健予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆精神障害者にとって就労支援等の通所施設が増えることは、就労経験の選択の幅が広がることでもあり望ましいことであるが、事業所において提供されるサービスの内容、一般就労に向けての支援をどのように行っていくのかという視点が重要である。</li> </ul>

令和元年度	
取組内容	<p>1 知的・身体障害者に対応する通所施設については、生活介護全体の需要数の動向や民間法人による施設整備の動向を踏まえながら、医療的ケアを必要な方を含む重症心身障害者に対応した通所施設の整備方法、運営方法等について引き続き検討を行う。</p> <p>2 令和元年度は、精神障害者就労及び相談支援部会の運営の在り方(検討すべき事項、構成員等)を一部見直し、精神障害者支援者の連携を目的とした合同部会を、年2回開催する。この中で、精神障害者に対する地域包括ケアシステムをテーマにとりあげ、地域の社会資源に対するニーズを把握する。</p>
取組結果	<p>1 重症心身障害者及び医療的ケア者における通所施設の需要数の調査を実施した。</p> <p>1 医療的ケアを必要な方を含む重症心身障害者に対応している他自治体の通所施設の視察を実施し、運営法人へのヒアリングを行った。</p> <p>1 医療的ケアを必要とする方を含む重症心身障害者に対応する通所施設の整備方法を検討した。</p> <p>2 令和元年度は、知的障害者・精神障害者を支援する就労支援施設が計2箇所が開設された。区は事業主より事前相談を受け、助言等を行っている。</p>
課題等	<p>【障害者施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆重症心身障害者及び医療的ケア者における通所施設に対する需要数の把握を継続する必要がある。</li> <li>◆医療的ケアを必要とする方を含む重症心身障害者に対応する通所施設の整備方法を決定する必要がある。</li> <li>◆医療的ケアを必要とする方を含む重症心身障害者に対応する通所施設の運営法人の確保策について検討する必要がある。</li> </ul> <p>【保健予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆精神障害者にとって就労支援等の通所施設が増えることは、就労経験の選択の幅が広がることでもあり望ましいことであるが、事業所において提供されるサービスの内容、一般就労に向けての支援をどのように行っていくのかという視点が重要である。</li> </ul>
令和2年度	
取組内容	<p>1 知的・身体障害者に対応する通所施設については、生活介護全体の需要数の動向や民間事業者による施設整備の動向を踏まえながら、医療的ケアを必要とする方を含む重症心身障害者に対応した通所施設の整備方法等について引き続き検討を行う。</p> <p>2 東京都は障害者に対する就労支援の主旨を踏まえた通所施設が開設されるように事業所指定に係る事前相談・指導を行っている。区は、事前相談及び通所事業所が開設された後も適正に運営されるように助言等を行う。</p>

<b>取組名</b>	精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築	<b>所管課</b>	保健予防課・保健センター
		<b>計画書掲載頁</b>	30
<b>基本目標</b>	1 自立生活支援		
<b>施策</b>	(5)保健・医療支援		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会の開催

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆精神疾患患者・精神障害のある方が退院後に円滑に地域生活に移行できるよう、医療機関や民間の相談支援事業所等との連携を図ります。</p> <p>◆在宅での生活が困難な精神障害のある方を支えるため、医療機関、精神訪問看護ステーション、相談支援事業所、居宅介護事業所等を対象とした連絡会の開催等により、支援ネットワークの構築を図ります。</p> <p>◆葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会(現:葛飾区地域精神保健福祉連携会議)を新たに設置します。</p> <p>【協議事項例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害のある方を支えていくための地域理解の促進</li> <li>・精神障害のある方の退院支援について</li> <li>・障害福祉サービスの充実と利用について</li> </ul> <p>【専門部会の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて専門部会を設置します。</li> </ul>
--

(2)取組結果等

平成30年度	
<b>取組内容</b>	<p>1 区ではこれまでの葛飾区地域精神保健福祉連携会議をリニューアルし、入院患者の退院支援や精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの概念を盛り込んだ葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会を平成30年度に立ち上げる。</p> <p>2 措置入院患者等の支援については、平成30年3月27日に「地方公共団体による精神障害者の退院支援に関するガイドライン」が国から通知され、ガイドラインに基づいて支援する方向となった。そのため、区では、本ガイドラインに基づく患者支援体制を構築する予定である。また、長期入院患者の支援については、現状を把握し課題を明らかにした上で、医療機関や福祉サービス事業所と連携した支援体制を構築する予定である。</p>
<b>取組結果</b>	<p>1 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 平成30年度精神保健福祉包括ケア推進協議会を開催した。</p> <p>2 入院している精神障害者の退院後支援 1年以上入院している長期入院患者の区民は343人(平成29年度)である。区では平成30年度長期入院患者の実態を把握するため精神科病院を対象にした調査及び退院後支援の実態を把握するため保健センター保健師を対象に調査を実施した。また、退院後支援体制を検討するため専門部会を立ち上げ、退院支援、在宅療養について検討した。</p> <p>2 精神科医療の継続と在宅療養支援 入院している精神障害のある方や精神保健福祉法第23条(警察官通報)対象者が医療を継続し安定して在宅生活を送ることができるよう、治療継続や生活や就労などの支援を行い、再通報数が減少した。</p>

課題等	<p>◆入院患者への退院後支援 措置入院や長期入院患者の退院後支援については、実態把握を含め支援体制を構築する必要がある。</p> <p>◆地域生活支援拠点の整備(精神) 精神障害者の重度化、精神障害における8050問題、「親亡き後」の課題を見据えて、地域全体で支える体制を構築することが必要である。</p> <p>◆体験型グループホームの整備 入院中の精神障害のある方が退院に向けて、グループホームを利用して宿泊体験をするにあたり、必要時タイムリーに利用することができるよう、退院後支援の一環として整備する必要がある。</p>
令和元年度	
取組内容	<p>1 精神障害者への支援 精神障害のある方が安定して在宅生活を送ることができるよう、適切に医療につなぎ、治療継続や生活上の支援を行う。また、病状悪化や困難事例を迅速に対応するため関係機関の連携を図る。</p> <p>2 措置入院患者や長期入院患者等への退院後支援 措置入院患者や長期入院患者等の退院に向けた支援については、国のガイドラインに基づき保健師が医療機関や障害福祉サービス事業所と連携して地域生活を支えるサービスや支援の充実を図る。</p> <p>3 早期発見、早期治療のための、地域・当事者・家族への支援 精神疾患は、発症が思春期であることが多いが、早期発見に結びつかないことが多い。当事者や家族に対する支援だけでなく、教育機関等の関係機関に対しても普及啓発を行うことで、精神疾患を早期に発見し、必要な治療を早期に開始する。</p>
取組結果	<p>1 精神科入院患者の退院後支援の仕組みの構築 保健所、保健センターでは精神科入院患者の退院後支援を行ってきた。また、国や都の退院後支援ガイドラインに基づいた退院後支援を行うため、体制等の準備を行った。</p> <p>2 長期に入院している精神障害者の退院後支援体制の整備 平成30年度の調査を踏まえ、令和元年度には、地域移行を進めるための調査を実施した。医療機関と具体的な退院支援の仕組みを検討する必要があることがわかった。また、退院後支援体制を検討するため専門部会を平成30年度に引き続き開催する予定であったが、新型コロナウイルス対策のため、やむを得ず中止とした。</p> <p>3 早期発見、早期治療のための、地域・当事者・家族への支援 保健所・保健センターでは、精神保健に関する普及啓発、精神疾患の早期発見、早期治療を目的に、当事者、家族及び支援関係機関を対象に講演会を開催している。ライフステージをテーマにした「思春期講演会」、「認知症講演会」、疾患をテーマにした「統合失調症家族教室」「女性とうつ病」「アディクション講演会」「ギャンブル依存症講演会」「発達障害講演会」等を21回開催し、556人の参加をいただいた。</p>
課題等	<p>【保健予防課】</p> <p>1 精神科入院患者の退院後支援の充実 関係機関と連携し、本人家族への支援を充実する必要がある。また、長期入院患者の支援についてはこれまでの実態把握を踏まえ、精神科病院や地域の支援団体と連携した具体的な支援体制を構築する必要がある。</p> <p>2 在宅療養支援の充実 精神障害のある方が安定して在宅生活を送ることができるよう、適切に医療につなぎ、治療継続や生活上の支援を更に充実する必要がある。</p> <p>3 精神障害者を地域全体で支える仕組みの構築 精神障害者の「親亡き後」の課題を見据えて、関係機関を連携した地域全体で支える体制を構築することが必要である。</p>

令和2年度

取組  
内容

1 精神科病院入院患者の退院後支援

入院患者の退院後支援については、精神科医療機関や関係機関と連携し支援を充実するために、今年度より精神保健福祉士を採用し支援の充実を図る。

2 長期入院患者の退院後支援

これまでの実態把握を踏まえ、具体的な退院後支援を行いながら、部会等で検討しながら地域の支援体制の検討を行う。

3 精神障害者を地域全体で支える仕組みの構築

精神障害者の「親亡き後」の課題を見据えて、精神保健福祉包括ケア推進協議会や部会で地域で支える体制の検討を行う。

<b>取組名</b>	成年後見センター事業の推進	<b>所管課</b>	福祉管理課
		<b>計画書掲載頁</b>	33

<b>基本目標</b>	1 自立生活支援
<b>施策</b>	(6)権利擁護

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 市民後見等受任件数(延べ195件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	20件	25件	30件	35件	40件	45件
実績	5件	6件				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆葛飾区社会福祉協議会内に設置した「葛飾区成年後見センター」で、成年後見制度に関する相談や支援、普及・啓発、法人後見の受任などを行います。</p> <p>◆成年後見制度の仕組みなど必要な知識・技能・倫理を修得して後見人等の業務を適正に行うための講座を開催し、市民後見人を養成します。</p>
--

(2)取組結果等

平成30年度	
<b>取組内容</b>	<p>1 成年後見センターにおいて、相談事業として、福祉サービス等に関する一般相談及び専門相談を実施する。</p> <p>2 成年後見センターにおいて、成年後見利用支援事業、市民後見人の養成、後見人等の支援、推進機関連絡協議会等を実施する。</p> <p>3 区民相談室において、出張相談を実施し、成年後見制度に関する相談を受ける。</p> <p>4 葛飾区社会福祉協議会が、法人として成年後見人等及び市民後見人に対する監督人を受任する。</p>
<b>取組結果</b>	<p>1 相談事業として、福祉サービス等に関する一般相談及び専門相談を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般相談受付件数 2,038件</li> <li>・専門相談受付件数 37件</li> </ul> <p>2 成年後見利用支援事業、市民後見人の養成、後見人等の支援、推進機関連絡会等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般相談のうち、成年後見制度に関する相談受付件数 699件</li> <li>・市民後見人養成講座の開催 1月16、23、30日、2月5、12日(全5日間) 修了生3人</li> <li>・成年後見人等の集いの開催 3回(9月、10月、1月に開催)</li> <li>・実務担当者連絡協議会の開催 2回(10月、3月に開催)</li> <li>・成年後見制度説明会の開催 4回(5月、10月、2月(2回)に開催)</li> <li>・成年後見制度講演会 4回(6月、8月、11月、3月に開催)</li> </ul> <p>3 区民相談室において、成年後見制度に関する出張相談を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談受付件数 13件</li> </ul> <p>4 葛飾区社会福祉協議会が、法人として市民後見人に対する監督人を受任した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人後見受任件数 2件(過年度受任件数2件)</li> <li>・市民後見監督受任件数 3件(過年度受任件数1件)</li> </ul>



課題等	<p>◆「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、区市町村は利用促進に係る計画を策定することや、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備が求められている。本区においては、社会福祉協議会と区が連携して地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置に向けて検討を進めていく必要がある。</p> <p>◆市民後見人養成講座の修了生は後見支援員として社会福祉協議会の補助業務を行うことで、実務経験を積むこととなっている。このため、社会福祉協議会等の法人後見の受任件数を確保することにより、後見支援員が実務を習得する機会を増やし、市民後見人の育成を行っていく必要がある。</p>
令和元年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 成年後見センターにおいて、相談事業として、福祉サービス等に関する一般相談及び専門相談を実施する。</li> <li>2 成年後見センターにおいて、成年後見利用支援事業、市民後見人の養成、後見人等の支援、推進機関連絡協議会等を実施する。</li> <li>3 区民相談室において、出張相談を実施し、成年後見制度に関する相談を受ける。</li> <li>4 葛飾区社会福祉協議会が、法人として成年後見人等及び市民後見人に対する監督人を受任する。</li> <li>5 成年後見制度利用促進計画を策定するとともに、地域連携ネットワーク体制の構築や中核機関の設置に向けて検討を進める。</li> </ol>
取組結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談事業として、福祉サービス等に関する一般相談及び専門相談を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般相談受付件数 2,235件</li> <li>・専門相談受付件数 44件</li> </ul> </li> <li>2 成年後見利用支援事業、市民後見人の養成、後見人等の支援、推進機関連絡会等を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般相談のうち、成年後見制度に関する相談受付件数 733件</li> <li>・市民後見人養成講座の開催 1月15、22、29日、2月5、12日(全5日間) 修了生5人</li> <li>・成年後見人等の集いの開催 3回(7月、12月、1月に開催)</li> <li>・実務担当者連絡協議会の開催 1回(10月に開催)</li> <li>・成年後見制度講演会 8回(6～9月、12月(2回)、2月、3月に開催)</li> </ul> </li> <li>3 区民相談室において、成年後見制度に関する出張相談を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談受付件数 6件</li> </ul> </li> <li>4 葛飾区社会福祉協議会が、法人として市民後見人に対する監督人を受任した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人後見受任件数 3件</li> <li>・市民後見監督受任件数 3件(過年度受任件数3件)</li> </ul> </li> <li>5 成年後見制度利用促進計画を地域福祉計画に包含して策定するとともに、成年後見センターを中核機関として位置づけ、地域連携ネットワーク体制の構築を進める方向で検討を行った。</li> </ol>
課題等	<p>◆市民後見人養成講座の修了生は後見支援員として社会福祉協議会の補助業務を行うことで、実務経験を積むこととなっている。このため、社会福祉協議会等の法人後見の受任件数を確保することにより、後見支援員が実務を習得する機会を増やし、市民後見人の育成を行っていく必要がある。</p>

令和2年度

取組 内容	1 広報活動 弁護士会等の専門職団体や医療機関、民生委員・児童委員等と連携し、成年後見制度に関する案内パンフレットの作成や配布、広報等を活用した情報提供、研修会やセミナー開催などを実施する。
	2 相談業務 (1)成年後見センターで成年後見制度に関する一般相談及び専門相談を実施する。 (2)区民相談室で後見制度に関する出張相談を実施する。
	3 受任者調整 検討支援会議を開催し、後見受任者の調整を行い、後見人候補者を家庭裁判所に推薦する。
	4 市民後見人の育成 養成講座を開催するとともに、講座の修了生に対してフォローアップ研修を実施する。
	5 法人後見の担い手の活動支援 市民後見NPO法人など、区内の法人後見の担い手からの相談に応じたり連絡会を開催したりするなどして、法人の活動を支援する。
	6 後見人支援 親族後見人や市民後見人などの日常的な相談対応や裁判所への定期報告書類の作成支援を実施する。
	7 関係団体の連携を強化するために協議会の設置及び運営を行う。
	8 葛飾区社会福祉協議会が法人として成年後見人等及び市民後見人に対する監督人を受任する。
	9 成年後見制度を利用するための費用(申立費用・報酬費用)を負担することが困難で、一定の要件を満たす方に対して、費用助成を行う。

<b>取組名</b>	成年後見制度の利用支援	<b>所管課</b>	障害福祉課・保健予防課
		<b>計画書掲載頁</b>	33
<b>基本目標</b>	1 自立生活支援		
<b>施策</b>	(6) 権利擁護		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 成年後見制度利用支援事業の実施

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方が制度を利用できるよう、成年後見の申立てをする方がいない場合は、区長が申立てを行います。また、成年後見人等報酬費用について、助成を受けなければ制度の利用が困難な障害のある方に対して、費用を助成します。</p>
---

(2)取組結果等

平成30年度	
<b>取組内容</b>	<p>1 成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方で成年後見の申立てをする方がいない場合に、区長が成年後見の申立てを行う。</p> <p>2 区長が成年後見の申立てをした際、後見人等報酬費用について助成を受けなければ制度の利用が困難な方にその費用の全部又は一部を助成する。</p> <p>3 精神障害のある方の権利擁護を目的として区長申立てを行っていく。</p>
<b>取組結果</b>	<p>1 成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方で成年後見の申立てをする方がいない場合に、区長が成年後見の申立てを行った。</p> <p>2 区長が成年後見の申立てをした際、後見人等報酬費用について助成を受けなければ制度の利用が困難な方にその費用の全部又は一部を助成した。</p> <p>【知的障害】 平成30年度における区長による成年後見の審判請求実績:3件、費用助成実績:0件</p> <p>【精神障害】 精神障害のある方の権利擁護を目的として区長申立てを行った。 区長申立て相談件数 7件、申立て件数6件(取下げ1件を含む) 内容:アルコール依存症、統合失調症、高次脳機能障害</p>
<b>課題等</b>	特になし
令和元年度	
<b>取組内容</b>	<p>1 成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方で成年後見の申立てをする方がいない場合に、区長が成年後見の申立てを行う。</p> <p>2 区長が成年後見の申立てをした際、後見人等報酬費用について助成を受けなければ制度の利用が困難な方にその費用の全部又は一部を助成する。</p>

取組結果	<p>1 成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方で成年後見の申立てをする方がいない場合に、区長が成年後見の申立てを行った。</p> <p>2 区長が成年後見の申立てをした際、後見人等報酬費用について助成を受けなければ制度の利用が困難な方にその費用の全部又は一部を助成した。</p> <p>【知的障害】 令和元年度における区長による成年後見の審判請求実績:0件、費用助成実績:1件</p> <p>【精神障害】 区長申立て相談件数 12件、申立て件数5件 内容:統合失調症、高次脳機能障害</p>
課題等	特になし
令和2年度	
取組内容	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方で成年後見の申立てをする方がいない場合に、区長が成年後見の申立てを行う。

取組名	障害者就労支援システムの整備	所管課	障害福祉課
		計画書掲載頁	35

基本目標	2 就労支援
施策	(1)一般就労への支援

### 障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

#### 【事業目標・実績】 年間就労者数(延べ345人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	45人	45人	45人	70人	70人	70人
実績	88人	71人				

#### (1)取組内容【障害者施策推進計画】

- ◆就労支援施設と連携し、就労に向けてさまざまな準備段階にある方が、その時々に応じた支援を受けられるような支援システムを整備します。
- ◆中間的就労(区内施設で就労体験ができる制度)や協力企業内での実習の場を整備し、一般就労へ向けて、その方に応じた段階的な訓練が受けられるように支援します。
- ◆離職者が次の進路を検討したり、就労先でうまく適応できない方が課題を解決するための支援を受けたりする場として、就労支援センター内での実習を今後も続けます。
- ◆就労がうまくいかない場合においても、安心して何度でも再挑戦することができる支援システムを構築します。

#### (2)取組結果等

平成30年度	
取組内容	<p>1 就労移行支援施設、就労継続支援施設、新設された就労定着支援施設等の就労支援機関と連携・役割分担をしながら、準備段階に応じて求職者を支援する。</p> <p>2 中間的就労の場の見学会を2箇所実施済み。実習日誌等の見直しや担当者・実習現場の打ち合わせ会などをし連携を強化している。</p> <p>3 離職者・就労先で適応できない方が1か月を目途にした短期間のセンター実習を利用し、進路の検討・職場復帰などを行っている。</p> <p>4 就労がうまくいかない場合は、職業訓練でのスキルアップや、再訓練のため就労支援関係機関を利用することを含め、再挑戦ができるよう連携していく。</p>
取組結果	<p>1 求職者の個々の状況に応じて、就労移行支援施設、就労継続支援施設、就労定着支援施設等の就労支援機関から引き継ぎを受けるなどして支援した。新規登録者143人中121人が関係機関から紹介されて登録した。</p> <p>2 中間的就労の場の見学会を2箇所実施した。実習日誌等の見直しや担当者・実習現場の打ち合わせ会などをし連携を強化している。</p> <p>3 離職者・就労先で適応できない方が1か月を目途にした短期間センター実習を利用し、進路の検討・職場復帰などを行っている。156人実施した。</p> <p>4 就労がうまくいかない場合は、職業訓練でのスキルアップや、再訓練のため就労支援関係機関の利用につなげた。(訓練等896人実施、職業センター等への依頼等15件)</p>
課題等	景気の上昇や障害者雇用施策の充実により就職者が増加したと推測される。

令和元年度	
取組内容	<p>1 就労移行支援施設、就労継続支援施設、就労定着支援施設等の就労支援機関と連携・役割分担をしながら、準備段階に応じて求職者を支援する。</p> <p>2 新たな中間的就労(区内施設で就労体験ができる制度)や協力企業内での実習の場を開拓する。</p> <p>3 離職者・就労先で適応できない方が1か月を目途にした短期間のセンター実習を利用し、進路の検討・職場復帰などをしていく。</p> <p>4 就労がうまくいかない場合は、職業訓練でのスキルアップや、再訓練のため就労支援関係機関を利用することを含め、再挑戦ができるよう連携していく。</p>
取組結果	<p>1 「就労移行支援事業所連絡会」を初めて実施し、定着支援における引き継ぎ方法や役割分担を確認した。また、これまでの「就労支援ネット会議」を「一般就労分科会」「福祉就労分科会」に再編し、「身体・知的障害者就労支援部会」の下部組織として位置付けた。これにより、分科会に出席する現場担当者の意見を就労支援部会で検討し、障害者施策推進協議会に提言する仕組みを作った。その中で、「超短時間雇用」について議論を行ったところ分科会では、B型事業所の利用者が企業と契約するのではなく、事業所と企業との契約により「企業内で就労訓練を実施する方が現実的」であるとの意見もあった。また、「身体・知的障害者就労支援部会」を「精神障害者就労支援部会及び相談支援部会」と合同開催し、障害の種別を超えて就労支援の在り方や方向性、課題を共有できた。</p> <p>2 新たな協力企業は見つからなかった。</p> <p>3 センター内で新たにオフィスサポーター事業を開始し人数が増えたことにより、センター内で実習する場所の確保が難しくなったため、個別の面談を実施したり、センターに出勤練習のために訪問してもらうなどした。</p> <p>4 既存の中間的就労の場を活用したり、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等の利用を勧めるなどした。</p> <p>5 登録者管理のために障害者就業生活支援センター向け「障害者就労支援登録者等相談記録システム」を導入した。登録者の情報管理や相談記録の作成をシステム上で管理することとした。担当者不在の場合も適切に対応でき、職員間の情報共有が円滑に行えるようになった。</p>
課題等	健康面の安定や自身の障害理解ができていない方は比較的早期に就職できるが、不十分な場合就職までに時間がかかる。
令和2年度	
取組内容	<p>1 就労移行支援施設、就労継続支援施設、就労定着支援施設等の就労支援機関と連携・役割分担をしながら、個人個人の就労への準備段階に応じて求職者を支援する。</p> <p>2 ハローワークや企業との連携を強化する。区内や近隣区の企業と関係を深める。</p> <p>3 業務や職場とのマッチングに重点を置き、障害特性や就労経験に配慮した相談支援を行う、障害者職業センターの職業評価を活用し、適性を把握する。就労訓練が必要な場合は、就労移行支援・就労継続支援事業所等の利用につなげる。</p> <p>4 企業と就労者の相談に応じ、職場で長く働き続けられるよう支援を行う。</p>

<b>取組名</b>	<b>【新】職場開拓の推進</b>	<b>所管課</b>	障害福祉課
		<b>計画書掲載頁</b>	35

<b>基本目標</b>	2 就労支援
<b>施策</b>	(1)一般就労への支援

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 年間で新規に就労支援センター登録者の就労先となった事業所数(延べ12社)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	2社	2社	2社	2社	2社	2社
実績	3社	2社				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ハローワーク墨田と定期的に連絡会を開催し、企業の障害者雇用の現状について情報を共有します。</li> <li>◆ハローワーク墨田と連携し、障害者雇用に関心のある企業を把握し、雇用に向けての情報提供や働きかけを行います。</li> <li>◆区内就労支援施設が参加している就労支援ネットワーク会議において、障害者雇用の現状や職場開拓について検討します。</li> </ul>
--

(2)取組結果等

平成30年度	
<b>取組内容</b>	1 ハローワーク墨田との定期連絡会は7月開催予定である。 2 かつしか障害者雇用フェアを9月開催予定である。区内企業のミニ面接会を実施し雇用に向けての情報提供や働きかけを行う。 3 就労支援ネットワーク会議を年5回開催予定である。区内就労支援施設40箇所が参加予定である。
<b>取組結果</b>	1 ハローワーク墨田との定期連絡会を7月及び3月に実施し、情報共有を図った。 2 かつしか障害者雇用フェアを9月に実施した。その中で就労支援セミナー「働くために大切なこと」を実施。 2 就労移行事業所の案内等を行った。また、ハローワーク墨田と協力して区内企業等の就職面接会を実施し、43人が面接を受け、うち2人が採用された。 3 就労支援ネットワーク会議を6回開催した。区内就労支援施設40箇所が参加し、研修やグループ討議等を実施した。
<b>課題等</b>	新規の障害者雇用先を確保するための区内事業者へのPR方法について検討が必要。
令和元年度	
<b>取組内容</b>	1 ハローワーク墨田との定期連絡会を6月に開催予定である。 2 かつしか障害者雇用フェアを9月に開催予定である。区内企業の就職面接会を実施し雇用に向けての情報提供や働きかけを行う。 3 身体・知的障害者就労支援部会及び分科会(令和元年度より改称)を年6回開催予定である。区内就労支援施設40箇所が参加予定である。

取組結果	<p>1 ハローワーク墨田との定期連絡会を年3回実施した。</p> <p>2 かつしか障害者雇用フェアを9月に開催した。就労支援セミナー「働きがいのある職場づくり」を実施。就職面接会を行った。区内及び近隣区の企業9社が参加し44人が面接を受けた。うち4社(新規2社)に9人が就職した。</p> <p>3 身体・知的障害者就労支援部会及び「一般就労分科会」「福祉就労分科会」(令和元年度より改称)を計年6回開催した。新たに就労移行支援事業所連絡会を実施した。延べ171人が参加した。就労パスポート、渋谷区における超短時間雇用の取組、共同受注の取組等についてグループ討議等を行った。</p>
課題等	センターが単独で新しい就労の場を開拓することは難しい。
令和2年度	
取組内容	<p>1 ハローワーク墨田との定期連絡会を年に数回開催する。</p> <p>2 かつしか障害者雇用フェアを9月に開催予定である。区内企業の就職面接会を実施し雇用に向けての情報提供や働きかけを行う。</p> <p>3 身体・知的障害者就労支援部会及び「一般就労分科会」「福祉就労分科会」を年6回開催予定である。区内就労支援施設と情報交換を行う。</p>



取組名	葛飾区チャレンジ雇用	所管課	障害福祉課
		計画書掲載頁	36

基本目標	2 就労支援
施策	(1)一般就労への支援

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 チャレンジ雇用人数(延べ30人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	5人	5人	5人	5人	5人	5人
実績	6人	9人				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一般就労に向けての経験を積む場として、区が期限を設けて障害のある方を雇用します。</li> <li>◆区が率先して知的障害や精神障害のある方の雇用に努めることで、区内企業をはじめとする一般企業における障害者雇用の促進につなげます。</li> </ul>
--

(2)取組結果等

平成30年度	
取組内容	1 平成30年度は6月に2人、8月に1人採用予定。 2 平成29年度からの在籍者は4月に1人、5月に1人就職が決定し、現在も継続中である。
取組結果	1 平成30年度は6月に2人、8月に1人、1月に2人、2月に1人の計6人を採用した。 2 平成29年度からの在籍者は4月に1人、5月に1人の計2人が一般企業への就職が決定し、現在も継続中である。
課題等	チャレンジ雇用職員の勤怠が安定しないなど長期的な支援が必要である。
令和元年度	
取組内容	1 令和元年度は5月に1人採用予定。 2 在職者については、個別支援計画により一般就労に向けて支援していく。 3 これまでは臨時職員だったが、令和元年度から非常勤職員に身分を変更することとする。これにより、より一層継続的な支援の実施を図る。
取組結果	1 5月に1人採用、9月1人退職、2月に2人採用した。 2 一般企業に就職した者はいなかった。
課題等	チャレンジ雇用職員の勤怠が安定しないなど長期的な支援が必要である。
令和2年度	
取組内容	1 令和2年度は新たな採用予定なし。 2 在職者については、個別支援計画により一般就労に向けて支援していく。 3 令和2年度から非常勤職員から会計年度任用職員に身分を変更することとする。

<b>取組名</b>	定着支援と余暇・生活支援の充実	<b>所管課</b>	障害福祉課
		<b>計画書掲載頁</b>	36

<b>基本目標</b>	2 就労支援
<b>施策</b>	(1)一般就労への支援

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 就労支援センター登録者の就労定着率

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	74.00%	74.40%	74.80%	75.20%	75.60%	76.00%
実績	64.00%	75.00%				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆障害のある方が一般就労した後も働き続けることができるよう、職場訪問や本人との面談を通して生活支援や本人と企業との調整を行う職場定着支援を、就労定着支援事業所と連携して実施します。</p> <p>◆NPO法人と区の協働事業である「自主活動支援事業」により、家族会やボランティア団体等の行う余暇活動の情報を提供し、障害のある方の余暇の充実を支援します。</p> <p>◆生活支援に関わる施設や支援機関との連携を図ります。</p>
--

(2)取組結果等

平成30年度	
<b>取組内容</b>	<p>1 就労定着支援事業所との連携については、年度内に会議を予定している。</p> <p>2 NPO法人と区の協働事業である「自主活動支援事業」については、活動の周知のため余暇活動の情報提供を積極的に行う。</p> <p>3 手帳の相談係や保健所、グループホーム等生活の場など、関係機関と必要に応じ連携を行う。</p>
<b>取組結果</b>	<p>1 就労定着支援事業所とは、引き継ぎを行う状況に応じてその都度連携を行った。</p> <p>2 NPO法人と区の協働事業である「自主活動支援事業」については、見学会を実施した。</p> <p>3 障害福祉課、保健所、グループホーム等の関係機関と、本人の生活状況や職場での勤務状況等の情報を必要に応じて共有し、職場定着の促進のための連携を行った。</p>
<b>課題等</b>	就労定着率は目標に届かなかった。
令和元年度	
<b>取組内容</b>	<p>1 就労定着支援事業所との連携を図るために連絡会を実施する。</p> <p>2 NPO法人と区の協働事業である「自主活動支援事業」については、広く紹介を行う。</p> <p>3 援護係や保健所、グループホーム等生活の場など、関係機関と必要に応じ連携を行っていく。</p>

取組結果	<p>1 就労移行支援事業所連絡会を実施した。定着支援サービスを実施している事業所も多く、改めて定着支援の引継ぎ方法や役割分担を確認した。</p> <p>2・NPO法人と区の協働事業である「自主活動支援事業」については、新規登録者にパンフレットを渡して紹介した。コロナウイルスの影響により、令和元年度については3月3日を最後に活動を休止した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水曜夜間開所を引き続き実施した。延べ734人の参加があった。他の人の仕事内容や勤務先の企業の情報交換により、休日に一緒に出掛けるようになった方もおり、人間関係の輪を広げるきっかけとなった。新型コロナウイルスの影響により、2月26日を最後に休止した。</li> <li>・就労者のつどい(大忘年会)を12月6日に実施した。登録者及び就労先の企業の方合わせて130人の出席があった。会の中で新規就労者、10年勤続者、20年以上勤続者の紹介を行い、就労に対するモチベーションアップと定着意欲の喚起を図った。</li> <li>・就労の継続と職場定着を奨励するため、定着奨励金の助成を行った。勤続10年8人、20年2人、20年以上11人に祝い金として1万円を支給した。</li> </ul> <p>3 援護係や保健所、グループホーム等生活の場など、関係機関と必要に応じて連携を行った。</p>
課題等	<p>◆NPO法人と区の協働事業である「自主活動支援事業」については、メンバーが固定化しており、新規の利用者獲得につながらない。</p>
令和2年度	
取組内容	<p>1 就労定着支援事業所との連携については、引き続き連絡会を実施する。</p> <p>2 NPO法人と区の協働事業である「自主活動支援事業」については、活動の周知のため余暇活動の情報提供を積極的に行う。</p> <p>3 援護係や保健所、グループホーム等生活の場など、関係機関と必要に応じて連携を行う。</p>

<b>取組名</b>	【新】障害者就労支援施設の工賃向上に向けた支援	<b>所管課</b>	障害福祉課
		<b>計画書掲載頁</b>	38
<b>基本目標</b>	2 就労支援		
<b>施策</b>	(2)福祉的就労への支援		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 コンサルタント派遣施設数(延べ6箇所)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
実績	1箇所	1箇所				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

- ◆障害者就労支援施設の工賃向上を目指して、平成25(2013)年度から実施している経営コンサルタント派遣事業を継続し、工賃向上に結びつく事業の実施・改善につなげます。
- ◆障害者就労支援施設とともに、工賃向上に向けた情報共有や具体的な取組について検討します。
- ◆自主生産品販売所協議会と協力し、障害のある方の自主生産品の売り上げの増加を目指します。
- ◆「障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、区が率先して区内障害者施設に物品等を発注し、工賃向上を図ります。

(2)取組結果等

平成30年度	
<b>取組内容</b>	<p>1 経営コンサルタント派遣事業については事業所を選定済み。今後事業実施予定である。</p> <p>2 工賃向上担当者会を2か月に1回開催し、情報交換・取組の検討を実施する予定である。</p> <p>3 自主生産品販売所協議会と協力し、区役所合同販売会(6月実施予定)、各イベントでの販売(5イベントに参加予定)を予定している。港区役所の自治体間連携に協力し情報提供した。6月に区内就労支援施設が参加予定。</p> <p>4 優先調達方針に基づき、ホームページ等で周知している。工賃向上担当者会においても検討予定である。</p>
<b>取組結果</b>	<p>1 経営コンサルタント派遣事業については、かがやけ第2共同作業所へ補助を行った。今年度計画を実施予定である。</p> <p>2 工賃向上担当者会を2か月に1回開催し、情報交換・取組の検討を行った。</p> <p>3 葛飾区自主生産品販売所は10周年を迎え、10周年記念フェアを実施し盛況だった。</p> <p>3 自主生産品販売所協議会と協力し、区役所合同販売会(6月、12月、2月)を実施した。</p> <p>3 各イベント(販売東京拘置所矯正展、東京理科大祭、スポーツフェスティバル、環境フェア・ゴミ減量・清掃フェア)に参加した。</p> <p>3 港区との自治体間連携として、港区主催の合同販売会への参加について情報提供した。結果として、6月に開催された港区の合同販売会に区内就労支援施設1箇所が参加した。</p> <p>4 企業からの作業依頼を受け、区内施設に情報提供を行い、企業と施設を仲介した。このほか、区役所他部署からの作業依頼があり、複数施設が協働で作業に取り組んだ。</p>
<b>課題等</b>	共同受注の仕組みが確立されていない。

令和元年度	
取組内容	<p>1 経営コンサルタント派遣事業については選定した事業所に対し、今後事業実施予定である。</p> <p>2 福祉就労分科会を2回開催し、情報交換・取組の検討を実施する予定である。</p> <p>3 「東京都共同受注窓口」に登録し、東京都からの助言を受けて区内の各施設と協力して共同受注の仕組みづくりを検討する。</p> <p>4 自主生産品販売所協議会と協力し、区役所合同販売会(6月、12月、2月実施予定)、各イベントでの販売(5イベントに参加予定)を予定している。</p> <p>5 優先調達方針に基づき、ホームページ等で周知する。福祉就労分科会においても検討予定である。</p>
取組結果	<p>1 経営コンサルタント派遣事業については、やすらぎリバーシティに対してコンサルタントの利用等に関する経費の補助を実施した。 計画実施補助金については、かがやけ第2共同作業所に補助を実施した。</p> <p>2 福祉就労分科会を2回開催した。「共同受注」について、工賃向上推進事業実践報告、自主生産品販売の拡大について等の情報交換、グループ討議等を行った。</p> <p>3 「東京都共同受注窓口」に登録した。東京都から大口受注案件の情報提供を受け、3件延べ13施設の受注に結び付いた。</p> <p>4 区役所合同販売会(6月、12月、2月実施)、各イベントでの販売(6イベントのとりまとめ)、これまで区役所区民ホールのランチ販売を火曜日から木曜日実施していたが、月曜日及び金曜日の販売日を追加した。区の人材育成センターにおいて区職員の研修開催に合わせて、昼食の販売を開始した。</p> <p>5 優先調達方針に基づき、ホームページ等で周知した。</p>
課題等	<p>◆葛飾区独自の共同受注ネットワークの仕組みが確立されていない。</p>
令和2年度	
取組内容	<p>1 経営コンサルタント派遣事業については選定した事業所に対し、今後事業実施予定である。</p> <p>2 福祉就労分科会を2回開催し、情報交換・取組の検討を実施する予定である。区内事業所のPRの実施。</p> <p>3 「東京都共同受注窓口」と連携し活用する。また区独自の共同受注ネットワーク構築を検討する。</p> <p>4 自主生産品販売所協議会と協力し、区役所合同販売会(6月、12月、2月実施予定)、各イベントでの販売(5イベントに参加予定)を予定している。</p> <p>5 優先調達方針の周知。庁内に方針を周知し、新規受注を増やす。</p>

取組名	相談支援体制の充実	所管課	障害福祉課・障害者施設課・子ども家庭支援課・指導室
		計画書掲載頁	40

基本目標	3 育成支援
施策	(1) 障害児サービスの充実

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 相談支援体制の充実

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施				

(1) 取組内容【障害者施策推進計画】

◆障害のある子どもの保護者が抱える不安や悩みを受け止め適切に対応するため、子どもが在籍する幼稚園・保育所、学校、相談支援事業所と連携を図りながら、相談支援体制を充実させます。

(2) 取組結果等

平成30年度	
取組内容	<p>1 子ども総合センターでは、保健センターや保育園・幼稚園、療育機関や総合教育センター等の関係機関それぞれが有する機能や役割を効果的に果たせるよう連携して相談支援を行う。そして、発達に課題のある子どもの成長発達に関する保護者の相談に適切に対応し、保護者が安心して子育てができるようにする。</p> <p>2 保護者の相談内容やニーズを分析し、各支援機関や関係機関と共有しながら、一人ひとりに応じた支援の在り方を検討できるように相談体制の充実を図る。</p> <p>3 幼稚園・保育園からの希望に応じて園訪問を実施し、発達状況が心配される児童の観察と、園から保護者への働きかけ方法について助言を行う。</p> <p>4 就学を控えた保護者を対象とした就学懇談会を実施する。</p> <p>5 就学前機関職員を対象とした就学相談説明会を実施する。</p> <p>6 就学相談に関するリーフレットを新たに作成し、各校園の協力を得て、保護者へ周知する。</p> <p>7 子ども発達センターでは、子ども発達センターに通うすべての児童に対して障害児支援利用計画の提供ができるように支援する。全在籍児童323人中子ども発達センターで障害児支援利用計画を作成しているのは、314人(97.2%)となっている。</p> <p>8 障害児支援利用計画を作成する過程において、保護者からの不安や悩みを受け止めるとともに通所支援事業者間や保育園・幼稚園等との連携を積極的に図っていく。</p> <p>9 必要に応じて関係機関による支援会議を開催し、学校への引き継ぎや放課後等デイサービス事業への引き継ぎを行っていく。</p>

取組結果	<p>1・2 子ども総合センターでは、発達相談事業、巡回訪問事業、5歳児健康診査事業を実施し、発達に心配のある児を持つ保護者の不安や相談への対応を行い、適切な支援につなげるために相談支援体制の充実を図った。</p> <p>【発達相談事業】相談件数635件      発達検査実施232件(実績については、『相談支援体制の充実』 1 自立生活支援(1)相談体制の充実から再掲)。</p> <p>【巡回訪問事業】巡回訪問回数809回、指導対象児数1,539人      【5歳児健康診査事業】対象児数3,784人      アンケート提出者数3,293人(うち要支援該当児数278人)      5歳児健康診査による相談者数273件</p> <p>1・2 療育機関をすぐに利用できない場合には、保護者に対しての面談実施や巡回訪問事業を通してフォローを行った。また児童館等と連携して、保護者や児に対する支援が継続できるようにした。</p> <p>4 子ども総合センターでは、教育委員会と連携し、年長児の保護者を主とした就学懇談会を実施した。</p> <p>4 主に療育機関を中心に、6箇所で就学相談説明会を行った。また、説明会の後希望者に対し個別の相談の機会をつくり、制度周知を行った。</p> <p>5 療育機関職員を対象とした説明会を4回開催した。</p> <p>6 カラー版のリーフレットを作成し、制度周知の一助とした。</p> <p>7 子ども発達センター全在籍児童312人中305人(97.8%)の障害児支援利用計画を作成した。</p> <p>8 保護者からの不安や悩みを受け止めるとともに通所支援事業者間や保育園・幼稚園等との連携について、療育を行う職員と連携を積極的に図った。</p> <p>9 必要に応じて関係機関による支援会議の開催や、学校への引き継ぎ、児童の状況に応じて放課後等デイサービス事業への移行児の引継ぎを実施した。</p> <p>関係機関による支援会議開催数 2回      学校への引継ぎ会開催数 43回(1～3月)      卒業後の放課後等デイサービス移行児童の障害児支援利用計画作成 2件</p>
課題等	<p>【子ども家庭支援課】</p> <p>◆巡回訪問事業、相談事業、5歳児健康診査事業を通じて、何らかの支援が必要な児の保護者のニーズに対して、時期によってはすぐに利用を開始できる療育機関が少ない。</p> <p>【指導室】</p> <p>◆保護者が、公民どちらの施設であっても同じ情報が得られるよう、関係施設との情報共有を促進する必要がある。</p>
令和元年度	
取組内容	<p>1 子ども総合センターでは、保健センターや保育園・幼稚園、療育機関や総合教育センター等の関係機関それぞれが有する機能や役割を効果的に果たせるよう連携して相談支援を行う。そして、発達に課題のある子どもの成長発達に関する保護者の相談に適切に対応し、児への関わり方の提案や必要に応じて発達検査の実施及び療育機関の紹介を行い、保護者が安心して子育てができるようにする。</p> <p>2 保護者の相談内容やニーズを分析し、各支援機関や関係機関と共有しながら、一人ひとりに応じた支援のあり方を検討できるように相談体制の充実を図る。</p> <p>3 療育機関をすぐに利用できない場合には、保護者に対しての面談実施や巡回訪問事業を通してフォローを行う。また児童館等と連携して、保護者や児に対する支援が継続できるようにする。</p> <p>4 幼稚園・保育園等からの希望に応じて園訪問を実施し、発達状況が心配される児童の観察と、園から保護者への働きかけ方法について助言を行う。</p> <p>5 就学を控えた保護者を対象とした就学懇談会を実施する。</p>

<p>取組内容</p>	<p>6 就学前機関職員を対象とした就学相談説明会を実施する。</p> <p>7 子ども発達センターでは、子ども発達センターに通うすべての児童に対して障害児支援利用計画の提供ができるように支援する。</p> <p>8 障害児支援利用計画を作成する過程において、保護者からの不安や悩みを受け止めるとともに通所支援事業者間や保育園・幼稚園等との連携を積極的に図る。</p> <p>9 必要に応じて関係機関による支援会議を開催し、学校への引継ぎや放課後等デイサービス事業への引継ぎを行う。</p>
<p>取組結果</p>	<p>1・2・4 子ども総合センターでは、発達相談事業、巡回訪問事業、5歳児健康診査事業を実施し、発達に心配のある児を持つ保護者の不安や相談への対応を行った。また、より細やかな相談支援を行うことで、適切な支援に更につながるようにした。</p> <p>【発達相談事業】相談件数607件      発達検査実施202件(実績については、『相談支援体制の充実』1自立生活支援(1)相談体制の充実から再掲)。</p> <p>【巡回訪問事業】巡回訪問回数708回、指導対象児数1,083人</p> <p>【5歳児健康診査事業】対象児数3,738人      アンケート提出者数3,301人(うち要支援該当児数267人)      5歳児健康診査による相談件数260件</p> <p>3・4 療育機関をすぐに利用できない場合には、保護者に対しての面談実施や巡回訪問事業を通してフォローを行った。また児童館等と連携して、保護者や児に対する支援が継続できるようにした。</p> <p>5 子ども総合センターでは、教育委員会と連携し、年長児の保護者を主とした就学懇談会を実施した。</p> <p>4 区立幼稚園から訪問の依頼を受け、延べ4回実施した。</p> <p>5 主に療育機関を中心に、就学相談説明会を延べ11回実施した。また、説明会の後、希望者に対し個別の相談の機会をつくり、制度周知を行った。</p> <p>6 療育機関職員を対象とした説明会を延べ9回実施した。</p> <p>7 子ども発達センター全在籍児童 308人中 305人(99%)の障害児支援利用計画を作成した。</p> <p>8 保護者からの不安や悩みを受け止めるとともに生活全般を把握し、療育を行う職員や必要に応じて他事業所・保育園・幼稚園から情報収集を行い課題を抽出することで、障害児支援利用計画に反映することができた。</p> <p>9 必要に応じて関係機関による支援会議の開催や、学校への引継ぎ、児童の状況に応じて放課後等デイサービス事業への移行児の引継ぎを実施した。</p> <p>関係機関による支援会議開催数 8回      学校への引継ぎ会参加数 52回(1～3月)      卒業後の放課後等デイサービス移行児童の障害児支援利用計画作成 2件</p>



課題等	<p>【子ども家庭支援課】</p> <p>◆巡回訪問事業、発達相談事業、5歳児健康診査事業を通じて、何らかの支援が必要な児の保護者のニーズに対して、時期によってはすぐに利用を開始できる療育機関が少ない。</p> <p>【指導室(総合教育センター)】</p> <p>◆引き続き、区立幼稚園に専門家チーム派遣の制度につき周知する必要がある。</p> <p>◆療育機関に関わっている保護者だけでなく、誰もが情報を得られる方法での制度周知が必要である。</p> <p>【障害者施設課】</p> <p>◆令和2年10月、令和3年4月に(仮称)高砂児童発達支援センターへ移行する児童の障害児支援利用計画について、支援内容を適切に引き継ぐとともに必要な手続きが滞りなく実施していくことが課題である。</p>
令和2年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子ども総合センターでは、保健センターや保育園・幼稚園、療育機関や総合教育センター等の関係機関それぞれが有する機能や役割を効果的に果たせるよう連携して相談支援を行う。そして、発達に課題のある子どもの成長発達に関する保護者の相談に適切に対応し、児への関わり方の提案や必要に応じて発達検査の実施及び療育機関の紹介を行い、保護者が安心して子育てができるようにする。</li> <li>2 保護者の相談内容やニーズを分析し、各支援機関や関係機関と共有しながら、一人ひとりに応じた支援のあり方を検討できるように相談体制の充実を図る。</li> <li>3 療育機関をすぐに利用できない場合には、保護者に対しての面談実施や巡回訪問事業を通してフォローを行う。また児童館等と連携して、保護者や児に対する支援が継続できるようにする。</li> <li>4 幼稚園・保育園等からの希望に応じて園訪問を実施し、発達状況が心配される児童の観察と、園から保護者への働きかけ方法について助言を行う。</li> <li>5 就学を控えた保護者を対象とした就学懇談会を実施する。</li> <li>6 子の就学を控えた保護者を対象とした就学相談説明会を、誰もが参加可能な会場で実施する。</li> <li>7 広く就学相談を知ってもらえるよう、時間や場所に制約を受けない方法で制度周知を行う。</li> <li>8 子ども発達センターでは、子ども発達センターに通うすべての児童に対して障害児支援利用計画の提供ができるように支援する。</li> <li>9 障害児支援利用計画を作成する過程において、保護者からの不安や悩みを受け止めるとともに通所支援事業者間や保育園・幼稚園等との連携を積極的に図る。</li> <li>10 必要に応じて関係機関による支援会議を開催し、学校への引継ぎや放課後等デイサービス事業への引継ぎを行う。</li> </ol>

<b>取組名</b>	療育機関の整備	<b>所管課</b>	障害者施設課
		<b>計画書掲載頁</b>	40
<b>基本目標</b>	3 育成支援		
<b>施策</b>	(1)障害児サービスの充実		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 児童発達支援センターの整備(延べ1箇所)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標			1箇所			
実績						

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

◆増加する療育ニーズに対応するため、民間事業者による児童発達支援センターの設置を支援します。また、さまざまな課題や障害のある子どもが適切な療育を受けることができるよう、必要量に応じて療育機関の整備を図ります。

(2)取組結果等

平成30年度	
<b>取組内容</b>	<p>区内3箇所目の児童発達支援センター(高砂3丁目)の整備・運営法人として選定した「社会福祉法人常盤会」を支援し、児童発達支援センターの整備の確実な進捗を図る。</p> <p>【実施事項】</p> <p>①事業計画書提出 :平成30年6月末 ※東京都に対する国庫補助協議申請のための事前審査申請</p> <p>②住民説明会 :平成30年7月9日(月) ※地域住民に対する選定法人の紹介及び施設整備の概要説明</p> <p>③国庫補助協議申請 :平成30年10月 ※国に対する国庫補助協議の本申請</p>
<b>取組結果</b>	<p>①・③ 当初予定のとおり、整備運営法人である(社福)常盤会の国庫補助協議申請に関する各種支援を実施した。結果、東京都の事前審査申請及び国への本申請ともに予定どおり完了し、東京都の事前審査を通過し、現在、国の審査結果(内示)待ちの状態である。</p> <p>② 住民説明会を、平成30年7月9日(月)に高砂地区センターにおいて開催し、「整備運営法人の紹介」、「整備予定施設の概要」、「開設までのスケジュール(予定)」について説明を行った。</p>
<b>課題等</b>	<p>区内に3箇所の児童発達支援センターが整備された際の各センターの役割分担等について、整備と並行して予め関係者による検討を行う必要がある。</p>
令和元年度	
<b>取組内容</b>	<p>引き続き区内3箇所目の児童発達支援センター(高砂3丁目)の整備・運営法人として選定した「社会福祉法人常盤会」を支援し、児童発達支援センターの整備の確実な進捗を図る。</p> <p>【実施事項】</p> <p>①国庫補助金内示 :令和元年8月頃</p> <p>②実施設計・入札 :令和元年8～9月頃</p> <p>③住民説明会 :令和元年10月頃 ※施設概要及び工事内容等の説明</p> <p>④工事着工 :令和元年12月頃</p>

取組結果	<p>国庫補助協議の内示を受け、建設工事の実施に伴う住民説明会を令和元年12月11日に実施し、令和2年10月開設に向けて令和2年1月8日に着工した。</p> <p>区内の児童発達支援センターの関係者による情報交換会を定期的に行い、各センターの役割分担等について検討した。</p>
課題等	<p>引き続き、区内に3箇所目の児童発達支援センターが整備された際の各センターの連携体制等について、整備と並行して予め関係者による検討を行う必要がある。</p>
令和2年度	
取組内容	<p>引き続き区内3箇所目の児童発達支援センター(高砂3丁目)の整備・運営法人として選定した「社会福祉法人 常盤会」を支援し、児童発達支援センターの整備の確実な進捗を図る。</p> <p><b>【実施事項】</b></p> <p>①竣工 : 令和2年7月頃</p> <p>②内覧会 : 令和2年9月頃</p> <p>③供用開始 : 令和2年10月予定</p>

<b>取組名</b>	【新】障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等への支援	<b>所管課</b>	子育て支援課・保育課・子ども家庭支援課・指導室
		<b>計画書掲載頁</b>	41

<b>基本目標</b>	3 育成支援
<b>施策</b>	(1)障害児サービスの充実

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等への支援

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

- ◆子ども総合センターでは、幼稚園・保育所等への巡回訪問を継続的に実施することにより、施設職員に対して発達や障害に対応した療育上必要な助言・指導を行います。
- ◆子ども総合センター及び保育課では、施設職員に対する研修を実施します。
- ◆教育委員会では、就学に向けた支援を行います。
- ◆障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等に、運営上の補助を行います。

(2)取組結果等

平成30年度	
<b>取組内容</b>	<p>1 私立幼稚園、保育所等(対象施設67園／対象児童数192人)に対し、総額287,039千円(平成30年度予算)の障害児童受け入れにかかる運営上の補助を行う。</p> <p>2 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認証保育所に出向き、要支援児(心身に障害のある児童・集団保育で安心安全確保が困難な児童)の行動観察及び加算認定を実施する。(例:公立は人的配置、私立は運営費)</p> <p>3 必要に応じて、保育のアドバイスも実施する。</p> <p>4 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認証保育所対象に、専門的な知識の習得や障害児等への対応のスキルアップを目的に研修を企画し、開催する。(保育士・看護師研修5・6月実施 ・ 発達支援保育研修、6・9・11・1月実施)</p> <p>5 公立保育園(保育課管理備品:2脚)に障害児用の座位保持椅子などを購入する。</p> <p>6 子ども総合センターでは、「巡回訪問事業」として保育園・幼稚園等の要請により発達支援専門員が園に訪問し、集団生活を送る上で困難さを持つ児の対応について、園での行動観察と担当者との意見交換(コンサルテーション)を通じて保育者(園)への支援を行う。【年3回】</p> <p>7 日常的に保育者からの相談を受け、保育者が抱える支援の困難さの改善に向けて対応する。</p> <p>8 保育園・幼稚園等の区内施設職員に対し、専門講師を招いた講演会を開催し、乳幼児の発達に関する理解を深め、支援スキルの向上を図ることを目的として「地域療育セミナー」を開催する。【年3回】</p> <p>9 新規開設の保育所等には、巡回訪問事業をはじめとする子ども総合センター事業の理解を図り、区内に就園しているすべての児が集団場面での発達に関する園からのサポートが受けられるようにする。</p> <p>10 教育委員会では、就学を控えた保護者を対象とした就学懇談会や、就学前機関職員を対象とした就学相談説明会を実施する。</p>

<p>取組 結果</p>	<p>1 私立幼稚園、保育所等(対象施設53園／対象児童数190人)に対し、総額221,315千円(平成30年度実績)の障害児童受け入れにかかる運営上の補助を行った。</p> <p>2 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所に出向き、要支援児(心身に障害のある児童・集団保育で安心安全確保が困難な児童)の行動観察及び加算認定(公立は人的配置、私立は運営費)を実施した。</p> <p>3 必要に応じて、保育のアドバイスを実施した。</p> <p>4 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所対象に、専門的な知識の習得や障害児等への対応のスキルアップを目的に研修を企画し、開催した。 (保育士・看護師研修5・6月実施・発達支援保育研修6・9・11・1月実施・看護師研修12月実施)</p> <p>4 公立保育園の看護師、園長対象に、都立水元小合学園にて医療的ケア児支援のための研修を2回実施した。</p> <p>5 公立保育園貸出用として、障害児用の座位保持椅子を2脚購入し、必要園に貸し出しを行った。</p> <p>5 公立保育園にベビーバウンサーを10台購入し、該当園に配置した。(発達遅延のある乳児の保育に活用)</p> <p>5 公立保育園に障害児用(先天性の疾病を含む)の小児用パルスオキシメーターを2個購入し、該当園に配置した。</p> <p>6 子ども総合センターでは、巡回訪問事業による園訪問や保育者からの相談を日常的に行った(実績については、『相談支援体制の充実』3 育成支援 (1)障害児サービスの充実 参照)。</p> <p>7 保育者からの日常的な相談を受ける中で、相談内容に応じて適宜園訪問を行い、必要に応じて保護者を交えた園面談を実施した。</p> <p>8 子ども総合センターでは、地域療育セミナーを実施した。</p> <p>9 新規開設の保育園等には、園毎に発達に課題のある児への支援体制についての説明を行った。</p> <p>9 すべての園と保育者から就園している児に対して発達に関するサポートが受けられるように理解を促した。</p> <p>10 主に療育機関を中心に、6箇所です学相談説明会を行った。また、説明会の後、希望者に対し個別の相談の機会をつくり、制度周知を行った。併せて、療育機関職員対象とした説明会も4回開催した。</p>
<p>課題等</p>	<p>【子育て支援課】 ◆今後も認定された要支援児等に対し適切に保育所等に補助を行う。</p> <p>【保育課】 ◆要支援児の保護者から寄せられる保育施設と療育機関の併用希望に応えるため、療育・教育の効果や一日に両施設を併用することによる児童の精神的・身体的負担を考慮した上での受入れ方の検討が必要である。 ◆公立保育園において障害児対応にあたる保育人材の確保。 ◆重度障害や先天性の疾病のある児童、発達支援児、その傾向を持つ児童など様々なケースの児童の入所が増加することによる、その他の児童との関わり方やクラス運営の工夫が必要である。</p> <p>【子ども家庭支援課】 ◆巡回訪問事業については、園訪問や保育者からの日常的な相談を受け、発達支援専門員から保育者への助言等を積み重ね、成果として支援が向上してきている。一方、新規開設園の増加、近年の保育士確保の難しさから保育や児への支援のノウハウの継承が難しくなっている。</p> <p>【指導室】 ◆保護者が、公民どちらの施設であっても同じ情報が得られるよう、関係施設との情報共有を促進する必要がある。</p>

令和元年度

<p>取組内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 私立幼稚園、保育所等(対象施設52園／対象児童数227人)に対し、総額263,033千円(令和元年度予算)の障害児童受け入れにかかる運営上の補助を行う。</li> <li>2 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所に出向き、要支援児(心身に障害のある児童・集団保育で安心安全確保が困難な児童)の行動観察及び加算認定(公立は人的配置、私立は運営費)を実施する。</li> <li>3 必要に応じて、保育のアドバイスも実施する。</li> <li>4 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所対象に、専門的な知識の習得や障害児等への対応のスキルアップを目的に研修を企画し、開催する。(発達支援保育研修6・11・1・2月実施・看護師研修12月実施)</li> <li>5 公立保育園の看護師、園長対象に、医療的ケアの技術習得を目的とした看護師研修を実施する。(年3～4回)</li> <li>6 発達遅延の乳児保育のためにベビーバウンサー10台を購入し、計画的に公立保育園に配置する。</li> <li>7 子ども総合センターでは、「巡回訪問事業」として幼稚園・保育園等の要請により発達支援専門員が園に訪問し、集団生活を送る上で困難さを持つ児の対応について、園での行動観察と担当者との意見交換(コンサルテーション)を通じて保育者(園)への支援を行う。合わせて、日常的に保育者からの相談を受け、保育者が抱える支援の困難さの改善に向けて対応する。</li> <li>8 幼稚園・保育園等の区内施設職員に対し、専門講師を招いた講演会を開催し、乳幼児の発達に関する理解を深め、支援スキルの向上を図ることを目的として「地域療育セミナー」を開催する。講演内容については時事等に考慮しながら、実施方法や内容を企画していく。</li> <li>9 新規開設の保育園等には、発達に課題のある児への支援体制についての理解を図る。その上で区内に就園しているすべての児が発達に関する園からのサポートが受けられるようにする。</li> <li>10 幼稚園・保育園からの希望に応じて園訪問を実施し、発達状況が心配される児童の観察と、園から保護者への働きかけ方法について助言を行う。</li> <li>11 就学を控えた保護者を対象とした就学懇談会を実施する。</li> <li>12 就学前機関職員を対象とした就学相談説明会を実施する。</li> </ol>
<p>取組結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 私立幼稚園、保育所等(対象施設52園／対象児童数224人)に対し、総額227,632千円(令和元年度実績)の障害児童受け入れにかかる運営上の補助を行った。</li> <li>2 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所に出向き、要支援児(心身に障害のある児童・集団保育で安心安全確保が困難な児童)の行動観察及び加算認定(公立は人的配置、私立は運営費)を実施した。</li> <li>3 必要に応じて、保育のアドバイスも実施した。</li> <li>4 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所対象に、専門的な知識の習得や障害児等への対応のスキルアップを目的に研修を企画し実施した。 (保育士・看護師研修 5・6・7・9・10・11・12・1月8回実施、発達支援保育研修 6・11・1・2月4回実施 看護師研修 11月1回実施)</li> </ol>

<p><b>取組結果</b></p>	<p>5 公立保育園の看護師、園長対象に、都立水元小合学園にて医療的ケア児支援のための研修を実施した。(9月2回実施)</p> <p>6 発達遅延の乳児保育のためにベビーバウンサー10台を購入し、計画的に公立保育園に配置した。</p> <p>6 公立保育園に障害児用(先天的疾病を含む)の小児用パルスオキシメーターを3個購入し、該当園に配置した。</p> <p>要支援児が保育施設と療育機関の併用にあたり、保育の必要性の確認ができれば利用は可能であることとした。但し、保護者からの申請や相談時に個別対応で判断している。</p> <p>7 子ども総合センターでは、巡回訪問事業による園訪問や保育者からの相談を日常的に行った(実績については、『相談支援体制の充実』3 育成支援 (1)障害児サービスの充実 参照)。</p> <p>7 保育者からの日常的な相談を受ける中で、相談内容に応じて適宜園訪問を行い、必要に応じて保護者を交えた園面談を実施した。</p> <p>8 子ども総合センターでは、地域療育セミナーを実施した。</p> <p>9 新規開設の保育園等には、園毎に発達に課題のある児への支援体制についての説明を行った。</p> <p>9 すべての園と保育者から就園している児に対して発達に関するサポートが受けられるように理解を促した。</p> <p>11 就学を控えた保護者を対象とした就学懇談会を指導室と共催で実施した。</p> <p>10 区立幼稚園から訪問の依頼を受け、延べ4回実施した。</p> <p>11 主に療育機関を中心に、就学相談説明会を延べ11回実施した。また、説明会の後、希望者に対し個別の相談の機会をつくり、制度周知を行った。</p> <p>12 療育機関職員を対象とした説明会を延べ9回実施した。</p>
<p><b>課題等</b></p>	<p><b>【子育て支援課】</b> ◆今後も行動観察を行う保育課と連携し、要支援児等に対する保育所等への補助を適切に行う。</p> <p><b>【保育課】</b> ◆重度障害や先天的疾病のある児童、発達支援児、その傾向を持つ児童など様々なケースの児童の入所が増加することによる、その他の児童との関わり方やクラス運営の工夫が必要である。 ◆公立保育園において要支援児対応にあたる保育・看護師人材の確保。特に、随時入所時の人材確保が困難である。</p> <p><b>【子ども家庭支援課】</b> ◆巡回訪問事業については、園訪問や保育者からの日常的な相談を受け、発達支援専門員から保育者への助言等を積み重ね、成果として支援が向上してきている。一方、新規開設園の増加、近年の保育士確保の難しさから保育や児への支援のノウハウの継承が難しくなっている。</p> <p><b>【指導室】</b> ◆引き続き、区立幼稚園に専門家チーム派遣の制度につき周知する必要がある。 ◆療育機関に関わっている保護者だけでなく、誰もが情報を得られる方法での制度周知が必要である。</p>
<p><b>令和2年度</b></p>	
	<p>1 私立幼稚園、保育所等(対象施設48園／対象児童数195人)に対し、総額221,562千円(令和2年度予算)の障害児受入れにかかる運営上の補助を行う。</p>

2 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所に出向き、要支援児(心身に障害のある児童・集団保育で安心安全確保が困難な児童)の行動観察及び加算認定(公立は人的配置、私立は運営費)を実施する。

3 必要に応じて、保育のアドバイスも実施する。

4 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所対象に、専門的な知識の習得や障害児等への対応のスキルアップを目的に研修を企画し実施する。  
(保育士・看護師研修6・7・9・10・11・12月・他合せて年8回、発達支援保育研修年4回・看護師研修年1回)

5 公立保育園の看護師、園長対象に、医療的ケアの技術習得を目的とした看護師研修を実施する。  
(年1回)

6 発達遅延の乳児保育のためにベビーバウンサー10台を購入し、計画的に公立保育園に配置する。

**取組内容** 7 保護者から児童の保育施設と療育機関の併用利用についての申請や相談の場合、保育の必要性の確認をとりながら個別対応で併用を実施する。

8 子ども総合センターでは、「巡回訪問事業」として幼稚園・保育園等の要請により発達支援専門員が園に訪問し、集団生活を送る上で困難さを持つ児の対応について、園での行動観察と担当者との意見交換(コンサルテーション)を通じて保育者(園)への支援を行う。合わせて、日常的に保育者からの相談を受け、保育者が抱える支援の困難さの改善に向けて対応する。

9 幼稚園・保育園等の区内施設職員に対し、専門講師を招いた講演会を開催し、乳幼児の発達に関する理解を深め、支援スキルの向上を図ることを目的として「地域療育セミナー」を開催する。講演内容については時事等に考慮しながら、実施方法や内容を企画していく。

10 新規開設の保育園等には、発達に課題のある児への支援体制についての理解を図る。その上で区内に就園しているすべての児が発達に関する園からのサポートが受けられるようにする。

11 幼稚園・保育園からの希望に応じて園訪問を実施し、発達状況が心配される児童の観察と、園から保護者への働きかけ方法について助言を行う。

12 就学を控えた保護者を対象とした就学懇談会を実施する。

13 子の就学を控えた保護者を対象とした就学相談説明会を、誰もが参加可能な会場で実施する。

14 広く就学相談を知ってもらえるよう、時間や場所に制約を受けない方法で制度周知を行う。



<b>取組名</b>	早期の発達支援体制の整備	<b>所管課</b>	障害福祉課・障害者施設課・保健センター・子ども家庭支援課
		<b>計画書掲載頁</b>	44

<b>基本目標</b>	3 育成支援
<b>施策</b>	(2) 早期療養の充実

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 早期の発達支援体制の充実

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施				

(1) 取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆療育が必要な乳幼児が、早期に療育機関を利用することができるように、乳幼児健診等や医療機関との連携を図ります。</p> <p>◆保護者に対しては、発達の気になる段階から戸惑いや不安を受け止め、寄り添いながら支援を行います。</p> <p>◆幼稚園・保育所を利用していない療育が必要な乳幼児及びその保護者については、適切に療育機関に結びつける体制の構築を検討します。</p> <p>◆発達に課題のある乳幼児が安心して集団生活を送ることができるように、関係機関が連携して支援します。</p>
--

(2) 取組結果等

平成30年度	
<b>取組内容</b>	<p>子ども発達センターでは、発達に課題のある児童が様々な形態で3つの事業所(本園・別館・分室)に分かれて通所しています。児童が安心して集団生活を送ることができるように、保育園・幼稚園等との連携には特に力を入れています。</p> <p>児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業のいずれを利用している場合においても、保育園等との相互訪問を通して、集団生活に適応できるように支援していきます。</p>
<b>取組結果</b>	<p>◆児童発達支援事業所と保育園・幼稚園等との並行通園をしている児童について、相互訪問をする中でそれぞれの役割分担を確認し、相互に協力し合って保護者支援を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度子ども発達センターが保育園・幼稚園等に訪問した回数 112件</li> <li>平成30年度保育園・幼稚園等が子ども発達センターに訪問した回数 25件</li> </ul> <p>◆療育が必要な乳幼児が、適切な支援として早期から療育機関を利用することができるように、子ども総合センター、保健センターや医療機関、幼稚園・保育園等が連携し、療育機関につなげた。</p> <p>◆妊娠期から児が社会的な自立をするまでの支援として、ゆりかご面接、こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診、5歳児健康診査事業、アイリスシートの発行等を行い、子育ての成長段階に応じた寄り添い支援を行った。</p>
<b>課題等</b>	<p>【障害者施設課】</p> <p>◆児童の様子の把握をするには事業や保育を実施している時間帯の訪問となるため、双方の職員体制により実施できない事がある。幼稚園や保育園等への連携の必要性について働きかけが必要である。</p> <p>【子ども家庭支援課】</p> <p>◆幼稚園・保育園等を利用していない児童について、5歳児健康診査等で保護者の児への発達に対する困り感や発達の課題等を発見できるようにしている。その中では、発達障害について保護者等の理解が深まっていない状況がある。</p>

令和元年度	
取組内容	<p>1 制約のある中での訪問ではあるが、引き続き情報を発信し、幼稚園・保育園等と連携を図っていく。</p> <p>2 療育が必要な乳幼児が身近な相談機関を経て、スムーズに療育機関を利用することができるよう、相談支援から療育機関利用につながるしくみがより向上するように関係機関で連携する。</p> <p>3 妊娠期から児が社会的な自立をするまでの支援として、成長発達段階に応じた寄り添い支援を行う。</p> <p>4 幼稚園・保育園等を利用していない児であっても、発達に応じた適切な支援につなげられるようにする。</p> <p>5 発達障害について、保護者をはじめ多くの人に理解してもらう啓発を行う。</p> <p>6 令和元年度の新規事業。聴覚障害を早期に発見し、適切な医療や療育につなげるため、新生児を対象とした聴覚検査の費用の一部を補助する。</p>
取組結果	<p>◆ 児童発達支援事業所と保育園・幼稚園等との並行通園をしている児童について、相互訪問をする中でそれぞれの役割分担を確認し、相互に協力し合って保護者支援を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度子ども発達センターが保育園・幼稚園等に訪問した回数 78件</li> <li>・令和元年度保育園・幼稚園等が子ども発達センターに訪問した回数 30件</li> </ul> <p>◆ 療育が必要な乳幼児が、適切な支援として早期から療育機関を利用することができるように、子ども総合センター、保健センターや医療機関、幼稚園・保育園等が連携し、療育機関につなげた。</p> <p>◆ 妊娠期から児が社会的な自立をするまでの支援として、ゆりかご面接、こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診、5歳児健康診査事業、アイリスシートの発行等を行い、子育ての成長段階に応じた寄り添い支援を行った。</p> <p>◆ 令和元年度の新規事業として妊娠届け出時等に新生児聴覚検査受診票を交付し、ゆりかご面接やホームページ等で検査の意義について周知し、フォロー体制を構築した。</p>
課題等	<p>【障害者施設課】</p> <p>◆ 児童の様子把握をするには事業や保育を実施している時間帯の訪問となるため、双方の職員体制により実施できない事があります。幼稚園や保育園等への連携の必要性について働きかけが必要と考えています。</p> <p>【子ども家庭支援課】</p> <p>◆ 幼稚園・保育園等を利用していない児童について、5歳児健康診査等で保護者の児への発達に対する困り感や発達の課題等を発見できるようにしている。その中では、発達障害について保護者等の理解が深まっていない状況がある。</p> <p>【保健センター】</p> <p>◆ 新生児聴覚検査の実施率の向上を目指し、フォローが必要な方を早期に適切な支援につなげる。</p>
令和2年度	
取組内容	<p>1 児童が安心して集団生活を送ることができるように、引き続き保育園・幼稚園等との連携を図っていく。</p> <p>2 療育が必要な乳幼児が身近な相談機関を経て、スムーズに療育機関を利用することができるよう、相談支援から療育機関利用につながる仕組みがより向上するように関係機関で連携する。</p> <p>3 妊娠期から児が社会的な自立をするまでの支援として、成長発達段階に応じた寄り添い支援を行う。</p>

<b>取組 内容</b>	<p>4 幼稚園・保育園等を利用していない児であっても、発達に応じた適切な支援につなげられるようにする。</p> <p>5 発達障害について、保護者をはじめ多くの人に理解してもらい啓発を行う。</p> <p>6 新生児を対象とした聴覚検査の費用の一部を補助するとともに、医療機関と連携し、受診の結果を把握、早期に相談機関につながるよう保健師がサポートする。</p>
------------------	--

<b>取組名</b>	<b>【新】子ども発達センター事業</b>	<b>所管課</b>	障害者施設課
		<b>計画書掲載頁</b>	44
<b>基本目標</b>	3 育成支援		
<b>施策</b>	(2) 早期療養の充実		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 居宅訪問型児童発達支援の検討・実施

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	検討	実施	実施	実施	実施	実施
実績	検討	検討				

(1) 取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆ 児童発達支援として1歳6か月から就学前までの知的障害のある子どもや発達の遅れが心配される子どもに対して、発達段階に応じた小集団指導や個別指導を実施します。また、平成30(2018)年度から新設される居宅訪問型児童発達支援の実施について、検討します。</p> <p>◆ 児童発達支援事業の家庭連携加算や保育所等訪問支援事業を通して、障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等へ訪問し、施設職員に対して療育上必要な助言・指導を行います。また、平成30(2018)年度から国の制度改正に合わせて訪問先に児童養護施設を加えます。</p> <p>◆ 障害児相談支援として、支給決定プロセスを確実に実施するだけでなく、通所支援の必要性、頻度、通所支援事業所の選定などへのきめ細かい対応が求められるため、相談支援体制の充実を図ります。</p>
---

(2) 取組結果等

平成30年度	
<b>取組内容</b>	<p>居宅訪問型児童発達支援事業について、次の点について整理検討していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 対象児童の実態把握</li> <li>② 他のサービス(医療系サービス)との役割分担</li> <li>③ 感染症予防等の対策</li> <li>④ 主治医の指示と個別支援計画との整合性</li> <li>⑤ 訪問職員の職種の検討</li> <li>⑥ 個別支援計画で取り組むべき支援の内容</li> </ol>
<b>取組結果</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 対象児童の実態把握 葛飾区内唯一のNICU(新生児集中治療管理室)である葛飾赤十字産院に問い合わせたところ、外出困難な重症心身障害児が相当数居るとのことでしたが、葛飾在住児童数については未詳であるとの返答を得た。 制度発足後東京都内で実際に居宅訪問型児童発達支援事業所を開設している例が少なく、令和元年6月現在4箇所(大田区・杉並区・千代田区・多摩市)ある事を確認した。</li> <li>②～⑥の検証は不十分である。</li> </ol>
<b>課題等</b>	実態把握の更なる検討が必要である。
令和元年度	
<b>取組内容</b>	区内の実態把握に努め、都内の開設している事業所から情報を収集する中で、引き続き検討していく。

取組結果	<p>区内の実態把握については、就学前の医療的ケア児童数30人程度が、区内に在住していることを把握した。しかし居宅訪問型児童発達支援が必要な児童か等、正確な数字の把握までは至っていない。</p> <p>他自治体実態把握については、東京都内で令和2年5月現在、8事業所(大田区2・杉並区・千代田区・多摩市・町田市・港区・練馬区)の事業所が、居宅訪問型児童発達支援の事業所登録を行っている。以前より新宿区では独自事業(法外事業)として、居宅型児童発達支援対象児以外に、施設利用対象外の0歳児や多子のため療育に通えない児童等、対象を幅広く受け入れを行っていることが分かった。</p>
課題等	<p>医療的ケア児童数は一定程度把握することはできたが、正確な数の把握までは至っていない。</p>
令和2年度	
取組内容	<p>本事業の対象となる児童は一定程度は居ると判断し、引き続き都内の開設している事業所の情報を収集していく。平成30年度に取り組むことのできなかつた②他のサービス(医療系サービス等)との役割分担③感染症予防の対策について検討していく。</p>

<b>取組名</b>	<b>【新】子ども発達センター事業</b>	<b>所管課</b>	障害者施設課
		<b>計画書掲載頁</b>	44
<b>基本目標</b>	3 育成支援		
<b>施 策</b>	(2) 早期療養の充実		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 保育所等訪問支援の訪問先の拡大

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	検討				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆児童発達支援として1歳6か月から就学前までの知的障害のある子どもや発達の遅れが心配される子どもに対して、発達段階に応じた小集団指導や個別指導を実施します。また、平成30(2018)年度から新設される居宅訪問型児童発達支援の実施について、検討します。</p> <p>◆児童発達支援事業の家庭連携加算や保育所等訪問支援事業を通して、障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等へ訪問し、施設職員に対して療育上必要な助言・指導を行います。また、平成30(2018)年度から国の制度改正に合わせて訪問先に児童養護施設を加えます。</p> <p>◆障害児相談支援として、支給決定プロセスを確実に実施するだけでなく、通所支援の必要性、頻度、通所支援事業所の選定などへのきめ細かい対応が求められるため、相談支援体制の充実を図ります。</p>
--

(2)取組結果等

平成30年度	
取組内容	平成30年度から保育所等訪問支援事業として乳児院や児童養護施設に訪問可能となったが、まだ、解決しなければならない課題があるため、次の点についての検討を要する。 ① 区内児童養護施設在籍児童の実態把握 ② 訪問形態、訪問対象児童の検討 ③ 個別支援計画作成にあたっての課題設定についての整理
取組結果	区内2箇所の児童養護施設のうち、乳幼児から小学生までを対象とした児童養護施設では職員が訪問したところ、施設の心理職員が発達に課題のある児童に対して 個別指導を実施していることが分かった。心理職員からは小集団での療育の要望は挙げられたが、小集団での療育は年齢や発達課題によって集団編成を行うのは難しく、また個別指導を行っているため必要性は低いと判断した。
課題等	区内のもう1箇所の児童養護施設については実態把握はできていない。
令和元年度	
取組内容	区内養護施設で確認がとれていない施設への実態把握をする中で、総合的に検討する。
取組結果	区内2つある乳幼児から小学生までを対象とした児童養護施設では現在、心理職は発達に課題のある児童への個別指導ではなく、心のケアを中心とした個別指導を行っているとのことであった。また就学前から高校生までを対象とした児童養護施設では現在43人の児童が生活をしているが、発達障害、または発達障害の疑いのある児童が増加傾向にあり、全体の6割から7割ほどいるとのことだった。現在就学前の児童は1名で、療育の必要性はないとのことだった。

課題等	<p>子ども発達センターでは対象年齢を就学前としているが、就学前から高校生までを対象とした児童養護施設のニーズは、小学生や中学生にある。</p> <p>保育所等訪問支援事業は集団生活での適応力を養うものであるが、児童養護施設で求めているものは心のケアや学習面も含めた支援であり、保育所等訪問支援事業について理解してもらう必要がある。</p>
令和2年度	
取組内容	<p>2つの児童養護施設の需要は認められるため、児童養護施設で今後保育所等訪問支援事業としてできる支援について検討していく中で、児童養護施設側への理解を深めてもらう。</p> <p>葛飾区子ども発達センターの対象外になってしまう小学生や中学生に関しては、他機関に状況と対応について確認を取っていく。</p>

<b>取組名</b>	特別支援教育の推進	<b>所管課</b>	指導室
		<b>計画書掲載頁</b>	47
<b>基本目標</b>	3 育成支援		
<b>施策</b>	(3)特別支援教育の推進		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 専門家チーム派遣回数(延べ4,740回)。(心理検査件数含む)。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	700回	710回	720回	860回	870回	880回
実績	913回	853回				

【事業目標・実績】 アイリスシート学齢期版支援シートの申請数(延べ810件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	110件	120件	130件	140件	150件	160件
実績	72件	49件				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

- ◆小・中学校における特別支援教育を推進するために、通常の学級に在籍する発達障害等を伴う児童・生徒に対して指導を行う巡回指導員を配置するとともに、公立幼稚園、小・中学校に助言指導を行う特別支援教育心理専門員、教員経験者等からなる専門家チームを派遣し、必要に応じて、学識経験者や都立特別支援学校コーディネーターを派遣します。
- ◆特別支援教育コーディネーター研修を8つの地域ブロックごとに行います。また、小・中学校教職員等向けの初級研修を実施します。
- ◆副籍ガイドラインの見直しや、地域指定校への理解啓発を進めます。
- ◆児童・生徒の「個別の教育支援計画」、「個別指導計画」を充実させるとともに、アイリスシート学齢期版支援シートの活用により関係機関と連携し、支援内容を乳幼児期から学校卒業後まで引き継ぎます。
- ◆小学校特別支援教室の拠点校を、7校から11校に増やします。
- ◆中学校特別支援教室の拠点校を、2校から4校に増やします。

(2)取組結果等

平成30年度	
<b>取組内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通常の学級に在籍する発達障害等を伴う児童・生徒に対して個別的な指導を行う巡回指導員を増員する。</li> <li>2 特別支援教育に関する「専門家チーム」が各学校を訪問し、巡回指導員の指導内容を観察し、必要な助言を行う。</li> <li>3 各学校が抱える個別的な課題については、学校からの申請を受け、「専門家チーム」の派遣を迅速かつ適切に行い、課題の早期改善を目指す。</li> <li>4 特別支援学校とのネットワーク会議を通じ、副籍制度の充実や、地域における特別支援教育の現状と課題について共通理解を図る。</li> <li>5 各学校と連携し、アイリスシート学齢期版支援シートについて保護者への周知を図り、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない発達障害児支援体制の実現を目指す。</li> <li>6 平成31年度に小学校特別支援教室の拠点校を4校増設するため、各対象校に必要な整備を行う。</li> <li>7 平成30年度に中学校特別支援教室の拠点校を2校から4校に増設した結果の検証を行う。</li> </ol>



取組結果	<p>1 公立幼稚園3園において、巡回指導員を各1人新規に配置した。</p> <p>2 総合教育センターの教職経験者や心理専門員がすべての小・中学校、幼稚園を年3回訪問し、巡回指導員の指導内容を観察し、必要な助言を行った。</p> <p>3 各学校が抱える個別的な課題については、学校からの申請を受け、「専門家チーム」を年間325回派遣し、課題の早期改善に取り組んだ。また、学校での支援方法を検討するため、学校から申請を受け、「心理検査」を年間588回実施した。検査の結果は保護者と学校に報告し、学校での支援方法を提案した。</p> <p>4 特別支援学校とのネットワーク会議「アイリスネットワーク」において、副籍マニュアルの見直しを行うとともに、各々の教育現場における現状を情報提供し、課題抽出に取り組んだ。</p> <p>5 アイリスシート(学齢期版支援シート)を67部交付した。また各種職員研修や療養機関における説明会においても広く周知を行い、制度理解の促進に努めた。</p> <p>6 南綾瀬小・中青戸小・南奥戸小・幸田小を新たに特別支援教室の拠点校とするため、諸室の改修や備品等の整備を行うとともに、巡回指導を支援するための非常勤講師を配置した。</p> <p>7 平成30年度に中学校特別支援教室の拠点校を2校から4校に増設した結果の検証を行った。</p>
課題等	<p>通常学級の教員も含め、学校全体の専門性の向上を推進する必要がある。また、切れ目のない支援を行うため、関係機関との連携を強化していく必要がある。</p>
令和元年度	
取組内容	<p>1 特別支援教育に関する「専門家チーム」が各学校を訪問し、巡回指導員の指導内容を観察し、必要な助言を行う。</p> <p>2 各学校が抱える個別的な課題については、学校からの申請を受け、「専門家チーム」の派遣を迅速かつ適切に行い、課題の早期改善を目指す。</p> <p>3 引き続き特別支援学校とのネットワーク会議を活用し、副籍制度の充実や、地域における特別支援教育の現状と課題について共通理解を図る。</p> <p>4 アイリスシート学齢期版支援シートについて、効果検証及び改善を行うことで、より効率的で効果的な発達障害児支援体制の実現を目指す。</p> <p>5 特別支援学級に関する専門性の向上を図るため、特別支援学校と連携しマニュアルの作成を行う。</p>
取組結果	<p>1 情緒障害学級非常勤講師が各学校を訪問し、巡回指導員の指導内容を確認した上で必要な助言等を行った(巡回数73件)。</p> <p>2 学校からの申請に基づき、教育関係者や心理専門員からなる「専門家チーム」を各学校に派遣することで、個別的課題の早期解決を図った(派遣数245回)。また、学校での支援方法を検討するため、学校から申請を受け、「心理検査」を年間608回実施した。検査の結果は保護者と学校に報告し、学校での支援方法を提案した。</p> <p>3 特別支援学校とのエリア・ネットワーク会議に年3回参加し、副籍制度についての課題共有や、地域における特別支援教育の推進状況について情報交換を行い、引き続き連携していくことを確認した。</p> <p>4 各関係機関が支援内容を互いに共有することで、継続性のある特別支援教育が実施されるよう、アイリスシート学齢期版支援シートを年49件発行した。</p> <p>5 特別支援学級に関する専門性の向上を図るため、特別支援学校と連携して「知的障害特別支援学級経営の手引き」を作成し、各学校に配付した。</p>

課題等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別支援教育に携わる者全体の専門性を向上させていく必要がある。</li> <li>2 区立幼稚園にも効率的に活用してもらうべく、専門家チーム派遣の制度につき周知していく必要がある。</li> <li>3 引き続き関係機関等との連携を強化することで、切れ目のない支援を実施していく必要がある。</li> </ol>
令和2年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 巡回指導員としての経験が少ない者を中心に各園・各校への訪問を行い、巡回指導員の指導方法や内容について、教育関係者等による観察や助言を行う。</li> <li>2 「知的障害特別支援学級経営の手引き」等の資料を活用し、研修等を通じて学習を深めていくことで専門性の向上を図る。</li> <li>3 区立幼稚園からの希望に応じて園訪問を実施し、発達状況が心配される児童の観察と、園から保護者への働きかけ方法について助言を行う。</li> <li>4 副籍制度事務マニュアルについてQ&amp;A等を作成し、分かりやすいものとする事で制度の充実を図る。</li> <li>5 アイリスシート学齢期版支援シートについて制度の周知を強化するとともに、運用方法を見直し、使い勝手の良いものへと改善していく。</li> </ol>

取組名	【新】障害への理解の促進	所管課	障害福祉課、障害者施設課、保健予防課、保健センター
		計画書掲載頁	49

基本目標	4 地域で支えあうまちづくり
施策	(1) 障害への理解と交流

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 障害のある方が活躍できる場の提供

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施				

(1) 取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆ 障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、区のイベント等の機会を通して、障害に対する理解の促進を図ります。</p> <p>◆ 障害への理解を深めるため、かつしかエフエムやケーブルテレビ等の地元メディアを活用して、区内の障害者施設や団体などの活動について情報を発信します。</p>
---

(2) 取組結果等

平成30年度	
取組内容	<p>1 障害者施設自主生産品販売所における自主生産品の販売活動を支援して、障害のある方の活動への理解を深める。</p> <p>2 「差別解消部会」を定期的開催し、部会員による意見交換・情報交換等を行うことにより、障害者差別解消に向けた取組を推進する。</p> <p>3 区のイベント等で自主生産品販売の機会を設けることにより、障害に対する理解の促進を図る。区役所合同販売会(年3回予定)、環境フェア(年1回)、ごみ減量・清掃フェア(年1回)、スポーツフェスティバル(年1回)、その他地域の各団体の祭り参加などを支援する。</p> <p>4 11月18日(日)にウェルピアまつりを開催し、障害者福祉表彰を行う。</p> <p>5 11月15日(木)～11月21日(水)に、ウェルピアかつしかにおいて障害者作品展を実施する。</p> <p>6 精神保健講演会、思春期講演会、依存症講演会、統合失調症家族教室などを開催することにより、地域理解の促進を図る。</p>
取組結果	<p>1・3 葛飾区自主生産品販売所は10周年を迎え、10周年記念フェアを実施し盛況だった。</p> <p>1 自主生産品販売所協議会と協力し、区役所合同販売会(6月、12月、2月)を実施した。</p> <p>2 「差別解消部会」を、6月、8月、11月の年3回実施し、部会員による意見交換を行った。</p> <p>3 各イベント(東京拘置所矯正展、東京理科大祭、スポーツフェスティバル、環境フェア、ゴミ減量・清掃フェア)に参加した。</p>

取組結果	<p>4 11月18日(日)にウエルピアまつりを開催し、3人1団体に対して障害者福祉表彰を行った。</p> <p>4 ウェルピアまつりにおいて、ピアカウンセリング(4件)を実施した。</p> <p>5 11月15日(木)～11月21日(水)に、ウエルピアかつしかにおいて障害者作品展を実施、44団体から297点の出品があった。</p> <p>6 精神保健講演会、思春期講演会、依存症講演会、統合失調症家族教室などを開催することにより、地域理解の促進を図った。 保健所・保健センターでは精神障害者の理解を促進するため、うつ病、発達障害、依存症、統合失調症等のテーマで講演会を14回開催し、353人が参加した。</p>
課題等	<p>【障害者施設課】 ◆作品展に出品する団体や出品者件数の伸び悩みや出品者の固定化等が課題となる。</p> <p>【保健予防課】 ◆精神保健講演会、思春期講演会、依存症講演会、統合失調症家族教室などを開催することにより、地域理解の促進を図る。 精神疾患の発症は思春期であることが多いが、早期発見に結びつかないことが多い。当事者や家族に対する支援だけでなく、関係機関に対しても普及啓発を行う必要がある。</p>
令和元年度	
取組内容	<p>1 障害者施設自主生産品販売所における自主生産品の販売活動を支援して、障害のある方の活動への理解を深める。</p> <p>2 「差別解消部会」を定期的に開催し、部会員による意見交換・情報交換等を行うことにより、障害者差別解消に向けた取組を推進する。</p> <p>3 区のイベント等で自主生産品販売の機会を設けることにより、障害に対する理解の促進を図る。区役所合同販売会(年3回予定)、環境フェア(年1回)、ごみ減量・清掃フェア(年1回)、スポーツフェスティバル(年1回)、その他地域の各団体の祭り参加などを支援する。</p> <p>4 「葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の施行に伴い、区民向け(小学生向け、大人向け)に障害理解を深めるための講座を開催する。 講座内容については、以下3点とし、参加者の理解度を上げるため車いす体験等も取り入れる。 ①障害について知る、学ぶ ②障害のある方にとっての障壁について考える ③障害のある方とのコミュニケーションについて考える</p> <p>5 ウェルピアまつりにおいて障害者福祉表彰を実施する。</p> <p>6 ウェルピアまつりの実施に合わせ、1週間の期間で障害者作品展を実施する。</p> <p>7 精神保健講演会、思春期講演会、依存症講演会、統合失調症家族教室などを開催することにより、地域理解の促進を図る。 精神保健に関する講演会を継続して実施するとともに、関係機関と連携し精神障害についての理解の促進を図る。</p>

取組結果	<p>1 区役所合同販売会(6月、12月、2月)を実施した。区役所2階区民ホールランチ販売は、これまで火曜日から木曜日に実施していたが月曜日及び金曜日にも販売を開始した。</p> <p>1 職員人材育成センターランチ販売を開始した。</p> <p>2 「差別解消部会」を4月、6月、12月、2月の年4回実施し、部会員による意見交換を行った。</p> <p>3 各イベント(東京拘置所矯正展、東京理科大祭、スポーツフェスティバル、環境フェア、ゴミ減量・清掃フェア、ふるさと・クリスマスマーケット)出店のとりまとめを行った。</p> <p>4 障害理解を深めるための区民向け講座を、対象を分け開催した。  ・小学3年生から6年生と保護者を対象に講座を開催し、11組24人に参加いただいた。(8月)  ・区内在住、在勤、在学の方を対象に講座を開催し、11人に参加いただいた。(12月)</p> <p>5 11月17日(日)にウェルピアまつりを開催し、10人に対して障害者福祉表彰を行った。</p> <p>6 11月14日(木)～11月21日(水)に、ウェルピアかつしかにおいて障害者作品展を開催し、37団体から349点の出品があり、期間中1,515人の来場者があった。(参考:9月末に実施した堀切地区センターまつりには15点の作品を出品し、2日間で813人の来場者があった。)</p> <p>7 精神疾患や精神障害の理解の促進を図るため、精神保健講演会、思春期講演会、依存症講演会、統合失調症家族教室等を21回開催し、556人の参加をいただいた。</p>
課題等	<p>【障害福祉課】  ◆ 障害者差別解消法について、広く周知し理解していただくための方法を検討していく必要がある。</p> <p>【障害者施設課】  ◆ 行政評価委員会の答申を受け、令和2年度はより多くの区民にご来場いただけるよう、周辺小学校等に事前PRを行うとともに、ウェルピアまつり当日の来場者にPRバックを配布して、作品展をより多くの区民に周知する。</p> <p>【保健予防課】  ◆ 引き続き精神保健講演会、思春期講演会、依存症講演会、統合失調症家族教室などを開催することにより、地域理解の促進を図る。  精神疾患の発症は思春期であることが多いが、早期発見に結びつかないことが多い。当事者や家族に対する支援だけでなく、関係機関に対しても普及啓発を行う必要がある。</p>
令和2年度	
取組内容	<p>1 障害者施設自主生産品販売所における自主生産品の販売活動を支援して、障害のある方の活動への理解を深める。</p> <p>2 「差別解消部会」を定期的に開催し、部会員による意見交換、情報交換を行うことにより障害者差別の解消に向けた取組を推進する。</p> <p>3 区のイベント等で自主生産品販売の機会を設けることにより、障害に対する理解の促進を図る。区役所合同販売会(年3回予定)、環境フェア(年1回)、ゴミ減量・清掃フェア(年1回)、スポーツフェスティバル(年1回)、その他地域の各団体の祭り参加などを支援する。</p> <p>4 引き続き、区民向け講座を開催し、障害理解を促進していく。</p> <p>5 ウェルピアまつりにおいて障害者表彰を実施する。</p> <p>6 ウェルピアまつりの開催に合わせ、1週間の期間で障害者作品展を実施する。</p> <p>7 精神保健講演会、思春期講演会、依存症講演会、統合失調症家族教室などを開催することにより、地域理解の促進を図る。障害福祉サービス事業所等関係機関と連携し、精神障害についての理解の促進を図る。</p>

<b>取組名</b>	交通バリアフリー事業	<b>所管課</b>	調整課
		<b>計画書掲載頁</b>	53
<b>基本目標</b>	4 地域で支えあうまちづくり		
<b>施策</b>	(3)ユニバーサルデザインのまちづくり		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 新小岩駅地区移動等円滑化事業の実施

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>目標</b>	新小岩駅総武快速線ホームドア整備完了	新小岩駅南北自由通路、南口・北口駅前広場整備完了				
<b>実績</b>	新小岩駅総武快速線ホームドア整備完了	新小岩駅南北自由通路(改札より北側)が完成				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

◆新小岩駅圏において、区民や公共交通事業者、国、都などと一体となった取組として、駅や道路、公共公益施設、商店街等を含めた一体的なバリアフリー化を進め、すべての人が安全に身体に負担がなく移動ができるまちにします。

(2)取組結果等

平成30年度	
<b>取組内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新小岩駅南北自由通路の整備[経路11] 自由通路の工事は継続して実施しており、平成30年度に暫定使用開始(開通)予定である。なお、全体の工事は平成31年夏ごろまで続く予定である。</li> <li>2 新小岩駅(JR総武快速)ホームドア整備費助成 今年度末の使用開始に向けて施工してきた鉄道事業者に対して、経費の一部を助成する予定である。</li> <li>3 新小岩駅南口駅前広場[経路9] 自由通路完成に合わせた再整備に向けて、平成30年度は詳細設計を実施する予定である。</li> <li>4 新小岩駅北口広場[経路10] 自由通路完成に合わせた再整備に向けて、平成30年度は詳細設計を実施する予定である。</li> <li>5 道路管理者、交通事業者等によるバリアフリー特定事業の進捗状況を区のホームページに掲載する予定である。</li> </ol>
<b>取組結果</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新小岩駅南北自由通路の整備を継続して実施した。</li> <li>2 鉄道事業者により、JR新小岩駅総武快速線ホームドア整備が完了し、平成30年12月から使用を開始した。</li> <li>3 新小岩駅南口駅前広場について、詳細設計を実施した。</li> <li>4 新小岩駅北口広場について、詳細設計を実施した。</li> <li>5 バリアフリー特定事業の進捗状況を区ホームページに掲載した。</li> </ol>
<b>課題等</b>	南北自由通路は、新改札より北側の区間は、令和元年度の工事完成予定であるが、南側通路部については、JR東日本による新小岩駅南口の駅ビル計画に伴い完成時期は調整中である。

令和元年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 南北自由通路の整備を継続する。[経路11]</li> <li>2 新小岩駅南口駅前広場の再整備に着手する予定である。[経路9]</li> <li>3 新小岩駅北口広場の再整備に着手する予定である。[経路10]</li> <li>4 道路管理者、交通事業者等によるバリアフリー特定事業の進捗状況を区のホームページに掲載する予定である。</li> </ol>
取組結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 南北自由通路の整備を継続して実施した。</li> <li>2 新小岩駅南口駅前広場の再整備に着手した。</li> <li>3 新小岩駅北口駅前広場の再整備に着手した。</li> <li>4 バリアフリー特定事業の進捗状況を区ホームページに掲載した。</li> </ol>
課題等	<p>南北自由通路は、新改札より北側部分の整備が完了した。 南側通路部については、JR東日本による新小岩駅南口駅ビル計画に伴い、完成時期は調整中である。</p>
令和2年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 南北自由通路の整備を継続する。[経路11]</li> <li>2 新小岩駅南口駅前広場の再整備が完了する予定である。[経路9]</li> <li>3 新小岩駅北口駅前広場の再整備が完了する予定である。[経路10]</li> <li>4 バリアフリー特定事業の進捗状況を区のホームページに掲載する予定である。</li> </ol>

<b>取組名</b>	歩道勾配改善事業	<b>所管課</b>	道路補修課
		<b>計画書掲載頁</b>	53

<b>基本目標</b>	4 地域で支えあうまちづくり
<b>施策</b>	(3)ユニバーサルデザインのまちづくり

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 歩道勾配改善工事延長(延べ3.0km)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	0.6km	0.6km	0.6km	0.4km	0.4km	0.4km
実績	0.15km	0.2km				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

◆区内約20kmの道路に設定された特定経路について、歩道の段差や勾配を改善し、障害のある方、高齢の方及び車いすを利用する方など、誰もが安全で快適に通行できる道路環境を整備します。

(2)取組結果等

平成30年度	
<b>取組内容</b>	平成30年度は、下記箇所において歩道勾配改善の工事を予定している。 ・東堀切三丁目交通安全施設(歩道勾配改善)(その3)工事 150m 東堀切三丁目1番先から14番先まで
<b>取組結果</b>	上記工事に関して、歩道をマウントアップ型からセミフラット型へ改修し、歩道の勾配を改善した。
<b>課題等</b>	昨今の施工時における交通確保(歩行者、車両等を含む)や近隣の生活環境により、工事での施工規模が縮小の傾向にある。
令和元年度	
<b>取組内容</b>	令和元年度は、下記箇所において歩道勾配改善の工事をを行う予定である。 ・堀切七丁目交通安全施設(歩道勾配改善)工事 道路延長210m 堀切七丁目15番先から東堀切三丁目4番先まで
<b>取組結果</b>	上記工事に関して、歩道をマウントアップ型からセミフラット型へ改修し、歩道の勾配を改善した。
<b>課題等</b>	昨今の施工時における交通確保(歩行者、車両等を含む)や近隣の生活環境により、工事での施工規模が縮小の傾向にある。
令和2年度	
<b>取組内容</b>	令和2年度は、下記箇所において歩道勾配改善の工事をを行う予定である。 ・堀切八丁目交通安全施設(歩道勾配改善)工事 道路延長 約190m 堀切七丁目13番先から西亀有一丁目4番先まで ・お花茶屋三丁目交通安全施設(歩道勾配改善)工事 道路延長 約200m 東堀切三丁目29番先からお花茶屋三丁目4番先まで



<b>取組名</b>	公園内だれでもトイレ設置	<b>所管課</b>	公園課
		<b>計画書掲載頁</b>	53
<b>基本目標</b>	4 地域で支えあうまちづくり		
<b>施 策</b>	(3)ユニバーサルデザインのまちづくり		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 公園内だれでもトイレ設置箇所数(延べ33箇所)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	6箇所	4箇所	5箇所	9箇所	5箇所	4箇所
実績	6箇所	2箇所				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

◆公園内にだれでもトイレを設置することで、障害のある方が外出しやすい環境を整えます。

(2)取組結果等

平成30年度	
<b>取組内容</b>	<p>平成30年度は、以下の公園に、だれでもトイレの設置を予定している。</p> <p>(1) (仮称)青戸七丁目公園(青戸7-32) …… 公園新設工事(新設)  (2) (仮称)奥戸四丁目公園(奥戸4-14) …… 公園新設工事(新設)  (3) (仮称)東新小岩二丁目第二公園(東新小岩2-15,16) …… 公園新設工事(新設)  (4) 小菅めぐみ公園(小菅3-9-9) …… 公園改修工事(撤去新設)  (5) 渋江東公園(東四つ木2-15-1) …… 公園改修工事(撤去新設)</p>
<b>取組結果</b>	<p>平成30年度は、以下の公園にだれでもトイレを設置した。</p> <p>(1) 青戸七丁目共和公園(青戸7-32-1) …… 公園新設工事(新設)  (2) 奥戸四丁目落公園(奥戸4-14-19) …… 公園新設工事(新設)  (3) 東新小岩二丁目かがやき公園(東新小岩2-15-1) …… 公園新設工事(新設)  (4) 小菅めぐみ公園(小菅3-9-9) …… 公園改修工事(撤去新設)  (5) 渋江東公園(東四つ木2-15-1) …… 公園改修工事(撤去新設)  (6) 飯塚なかよし公園(西水元1-25-1) …… 公園新設工事(新設)</p>
<b>課題等</b>	<p>今後も、公園のバリアフリー化を行う改修工事や、新たに整備される新設公園において、だれでもトイレの設置に取り組んでいく。</p>
令和元年度	
<b>取組内容</b>	<p>令和元年度は、以下の公園に、だれでもトイレの設置を予定している。</p> <p>(1) 柴又公園(柴又6-22先) …… 公園改修工事(撤去新設)</p>
<b>取組結果</b>	<p>令和元年度は、以下の公園に、だれでもトイレを設置した。</p> <p>(1) 柴又公園(柴又6-22先) …… 公園改修工事(撤去新設)  (2) 堀切中央児童遊園(堀切2-40-6) …… 児童遊園改修工事(撤去新設)</p>

課題等	<p>今後も、公園のバリアフリー化を行う改修工事や、新たに整備される新設公園において、だれでもトイレの設置に取り組んでいく。</p>
令和2年度	
取組内容	<p>令和2年度は、以下の公園に、だれでもトイレの設置を予定している。</p> <p>(1) 奥戸一丁目公園(仮称)(奥戸1-28先)…………… 公園新設工事(新設)</p> <p>(2) 白鳥東公園(白鳥4-5先)…………… 公園改修工事(撤去新設)</p> <p>(3) 西水元つばき公園(西水元2-21先)…………… 公園改修工事(撤去新設)</p> <p>(4) 上千葉公園(東堀切3-25先)…………… 公園改修工事(撤去新設)</p>

取組名	放置自転車の撤去・誘導及び指導	所管課	交通政策課
		計画書掲載頁	54

基本目標	4 地域で支えあうまちづくり
施策	(3)ユニバーサルデザインのまちづくり

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 駅周辺放置自転車平均台数(年間)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	800台	750台	700台	650台	600台	550台
実績	698台	959台				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

◆車いすを利用する方や視覚に障害のある方等の通行の妨げとなる放置自転車に対し、指導や誘導、撤去等の実施や自転車利用者のマナーやモラルの向上を呼び掛けるキャンペーンを実施します。

(2)取組結果等

平成30年度	
取組内容	<p>30年度も引き続き、駅周辺の放置自転車をなくすため、以下の活動を中心に取り組んでいく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>放置自転車整理区域での指導・誘導及び放置自転車撤去               <ol style="list-style-type: none"> <li>土曜日曜祝日の撤去</li> <li>引き続き、夕方撤去(15時から16時)を実施するとともに、夕方撤去以降の指導誘導を強化する。</li> </ol> </li> <li>放置自転車追放及び自転車盗難防止キャンペーン 放置自転車の抑制に加え、自転車利用者のマナーやモラルの向上、及び放置自転車につながる自転車盗難防止のため自転車への施錠を呼びかけていく。</li> <li>総合管理委託(指導誘導業務、撤去搬送業務、保管所管理運営業務を一括委託)を新小岩保管所管内(新小岩駅周辺)と、高砂保管所管内(亀有、青砥、高砂駅周辺)で実施し、保管所毎に業務を連携させ放置自転車の減少を図る。</li> </ol>
取組結果	<p>条例による自転車の施錠義務化及びキャンペーンによる周知活動により盗難自転車は減少傾向にあるが、被害に遭った自転車の半数以上は未だ無施錠であった。総合管理委託の実施、夕方及び土曜日曜祝日の撤去実施等により放置自転車は前年度より減少している。</p> <p>【30年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整理区域内の放置台数:698台(瞬時測定の間年平均)</li> <li>整理区域内の撤去台数:14,720台(区内12駅合計)</li> </ul>
課題等	<p>撤去に至らない買い物客等の短時間放置、業務終了後の夜間放置、自転車利用者の走行マナーやモラルを向上させることが課題である。</p>

令和元年度	
取組内容	<p>令和元年度も引き続き、駅周辺の放置自転車をなくすため、以下の活動を中心に取り組んでいく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放置自転車整理区域での指導・誘導及び放置自転車撤去 <ol style="list-style-type: none"> <li>①土曜日曜祝日の撤去(年末年始を除き土曜又は日曜のどちらかでは必ず撤去を行う)</li> <li>②引き続き、夕方撤去(15時から16時)及び夕方撤去以降の指導誘導を実施する。</li> <li>③業務終了間際の警告及び短時間放置が多い店舗等への駐輪指導を強化。</li> </ol> </li> <li>2 放置自転車追放及び自転車盗難防止キャンペーン 放置自転車の抑制に加え、自転車利用者の走行マナーやモラルの向上の呼びかけ及び自転車の施錠義務化の周知により放置自転車につながる自転車盗難防止に努める。</li> <li>3 一定の成果を表している新小岩保管所管内(新小岩駅周辺)と、高砂保管所管内(亀有、青砥、高砂駅周辺)で実施している総合管理委託業務(指導誘導業務、撤去搬送業務、保管所管理運営業務を一括委託)受注者を10月に更新し、引き続き保管所毎に業務を連携させ、放置自転車の更なる減少を図る。</li> </ol>
取組結果	<p>キャンペーン及び広報紙などによる施錠義務の周知活動を行うが、盗難被害に遭った自転車の半数以上は未だに無施錠であった。総合管理委託の受注者が更新となった。夕方及び土曜日曜祝日の撤去等を継続して実施しているが、放置自転車の減少には至らなかった。</p> <p>【元年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理区域内の放置台数:958台(瞬時測定の間年平均)</li> <li>・整理区域内の撤去台数:13,022台(区内12駅合計)</li> </ul>
課題等	<p>撤去に至らない買い物客等の短時間放置、区で対応ができない私道への放置、業務終了後の夜間放置、自転車利用者の走行マナーやモラルを向上させることが課題である。</p>
令和2年度	
取組内容	<p>令和2年度より、道路管理課から交通政策課に課名変更。</p> <p>令和2年度も引き続き、駅周辺の放置自転車をなくすため、以下の活動を中心に取り組んでいく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放置自転車整理区域での指導・誘導及び放置自転車撤去 <ol style="list-style-type: none"> <li>①土曜日曜祝日の撤去(年末年始を除き土曜又は日曜のどちらかでは必ず撤去を行う)</li> <li>②引き続き、夕方撤去(15時から16時)及び夕方撤去以降の指導誘導を実施する。</li> <li>③業務終了間際の警告及び短時間放置が多い店舗等への駐輪指導を強化。</li> </ol> </li> <li>2 放置自転車追放及び自転車盗難防止キャンペーン 放置自転車の抑制に加え、自転車の施錠義務化の周知により放置自転車につながる自転車盗難防止に努める。また、広報及びHP等で自転車利用者の走行マナーやモラルが向上するように啓発を行う。</li> <li>3 新小岩保管所管内(新小岩駅周辺)と、高砂保管所管内(亀有、青砥、高砂駅周辺)で実施している総合管理委託業務(指導誘導業務、撤去搬送業務、保管所管理運営業務を一括委託)については、引き続き保管所毎に業務を連携させ、放置自転車の減少を図る。</li> </ol>

<b>取組名</b>	公共サインの再構築	<b>所管課</b>	政策企画課
		<b>計画書掲載頁</b>	54

<b>基本目標</b>	4 地域で支えあうまちづくり
<b>施策</b>	(3)ユニバーサルデザインのまちづくり

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 公共サインの再構築

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>目標</b>	整備(3エリア) ○堀切(堀切菖蒲園北側) ○高砂・柴又 ○水元	整備(3エリア) ○立石・青戸(京成立石駅起点) ○金町 ○新小岩				
<b>実績</b>	上記3エリア	上記3エリア				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

◆区内に点在する多種多様な公共サインについて、葛飾区公共サインガイドラインにおける統一的なルールやデザインに準拠し、利用者にとって使いやすいものへ再構築します。

(2)取組結果等

平成30年度	
<b>取組内容</b>	<p>1 堀切エリア ①総合案内サイン:3基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):10基 ③記名サイン:4基 ④バスのりば案内サイン:2基 ⑤既存サインの改修:1基</p> <p>2 高砂・柴又エリア ①総合案内サイン及びバスのりば案内:3基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):25基 ③記名サイン:8基 ④既存サインの改修:23基 ⑤観光案内標識(iマーク):9基</p> <p>3 水元エリア ①総合案内サイン:1基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):31基 ③記名サイン:7基 ④バスのりば案内サイン:1基</p>
<b>取組結果</b>	<p>1 堀切エリア ①総合案内サイン(通常型・柱貼付型):2基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型・フェンス貼付型):9基 ③既存サインの改修:2基</p> <p>2 高砂・柴又エリア ①総合案内サイン案内:2基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):29基 ③既存サインの改修:24基</p> <p>3 水元エリア ①総合案内サイン:1基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):28基 ③記名サイン:1基 ④既存サインの改修:5基</p> <p>設置箇所の変更や他事業との調整により、設置基数の変更があった。</p>
<b>課題等</b>	<p>来訪する外国人が多種多様であり、これまで記載している英語、中国語、韓国語だけでは限界があるため、さまざまな言語に対応できるような仕組みづくりが必要である。</p>

令和元年度	
取組内容	1 金町エリア ①総合案内サイン+バス案内サイン:3基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):23基 ③記名サイン:8基 ④既存サインの改修:1基  2 立石・青戸(立石駅起点)エリア ①誘導サイン(パネル型・矢羽型):7基 ②記名サイン:3基  3 新小岩エリア ①総合案内サイン+バス案内サイン:2基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):10基 ③記名サイン:2基
取組結果	1 金町エリア ①総合案内サイン+バス案内サイン:4基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):20基 ③記名サイン:2基 ④既存サインの改修:1基  2 立石・青戸(立石駅起点)エリア ①誘導サイン(パネル型・矢羽型):5基 ②既存サインの改修:13基  3 新小岩エリア ①総合案内サイン+バス案内サイン:4基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):10基 ③記名サイン:1基  設置箇所の変更や他事業との調整により、設置基数の変更があった。
課題等	来訪する外国人が多種多様であり、これまで記載している英語、中国語、韓国語だけでは限界があるため、さまざまな言語に対応できるような仕組みづくりが必要である。
令和2年度	
取組内容	-

取組名	障害者施設の防災拠点化	所管課	危機管理課・地域防災課・障害福祉課・障害者施設課・保健予防課
		計画書掲載頁	57

基本目標	4 地域で支えあうまちづくり
施策	(4)防災対策の充実

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 地元自治町会等と協働して、福祉避難所訓練の実施  
福祉避難所設備等の充実

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

◆発災時に速やかに避難所を開設できるよう、地元自治町会等と協働して、福祉避難所の設置・運営訓練を実施します。  
◆避難所に避難してきた障害のある方の障害特性(視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由等)に対応した避難生活ができるよう、福祉避難所の設備や備蓄品の充実を図ります。

(2)取組結果等

平成30年度	
取組内容	<p>1 備蓄品を配備していない避難所に対して、備蓄品を配備していく。また、使用期限を迎える備蓄品の入替を行う。</p> <p>2 ウェルピアかつしかでは、引き続き地元町会と協働して、福祉避難所の開設を含む避難所設置・運営訓練を実施する。</p> <p>3 民間通所施設(1箇所)において、福祉避難所設置・運営訓練を実施する。</p> <p>4 施設特性や障害特性を踏まえ、受け入れる障害者に適切に対応できる福祉避難所の在り方について検討する。</p>
取組結果	<p>1 備蓄品を配備できていなかった福祉避難所に備蓄品を配備し、すべての福祉避難所に備蓄品の配備が完了した。また、使用期限を迎える備蓄品の入替を実施した。</p> <p>2 10月18日(月・祝)に地元町会と協働し、福祉避難所の開設を含む避難所設置・運営訓練を実施した。</p> <p>3 区内障害児通所施設において、福祉避難所設置・運営訓練を実施した。 (児童発達支援センター「のぞみ学園かめあり」・1月30日(木)に実施)</p> <p>4 区内聴覚障害者団体との意見交換会において、「災害時に避難所において、聴覚障害という外見上周囲の人に分かりづらい障害があることを気づいてもらうためのベスト(不織布製)を配備してほしい」との要望を受け、聴覚障害に加え、他の障害や高齢者など支援が必要な方など多くの方への活用が可能であることから、危機管理課において購入、配備していくことになった。</p>

課題等	<p>【危機管理課】</p> <p>◆今後も定期的に使用期限を迎える備蓄品の入替を行う必要がある。</p> <p>【障害者施設課】</p> <p>◆各施設の固有の条件を踏まえた実行性のある福祉避難所の設置、運営について検討を行う必要がある。</p> <p>◆異なる発災条件を想定した柔軟な福祉避難所の設置・運営について検討を行う必要がある。</p> <p>◆障害特性に合わせた対応ができるよう、福祉避難所の機能充実を図る必要がある。また、発災時に混乱しないよう、非常用発電設備、マンホールトイレなどの使用方法について、避難所運営者の技術向上を図る必要がある。</p> <p>【保健予防課】</p> <p>◆精神障害者については、これまで障害特性を踏まえた検討を行う必要がある。</p>
令和元年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用期限を迎える福祉避難所の備蓄品の入替を行う。</li> <li>2 ウェルピアかつしかでは、引き続き地元町会と協働し、福祉避難所の開設を含む避難所設置・運営訓練を実施する。</li> <li>3 民間の障害児者通所施設において、施設の実情を踏まえた福祉避難所設置・運営訓練を実施する。</li> <li>4 引き続き、関係各課が連携して、障害特性を踏まえて、受け入れた障害者に適切に対応できる福祉避難所の在り方について検討を進める。</li> <li>5 精神障害者やその家族等の意見を踏まえ、適切に対応できる福祉避難所の在り方について検討する。</li> </ol>
取組結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 備蓄品を配備できていなかった福祉避難所に備蓄品を配備したほか、使用期限を迎える備蓄品の入替を実施した。</li> <li>2 9月29日(日)に地元の2町会と協働し、福祉避難所の開設を含む避難所設置・運営訓練を実施。今年度は運営者の誰でも避難所の設置ができるよう、「救護・衛生部」「施設・警備部」に特化した訓練とし、該当の部員以外も設備の設置体験等を行った。</li> <li>3 民間通所施設(2箇所)において、福祉避難所設置・運営訓練を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・白鳥福祉館(社会福祉法人 武蔵野会) 令和2年1月31日実施</li> <li>・奥戸福祉館(社会福祉法人 原町成年寮) 令和2年3月18日実施</li> </ul> </li> <li>4 区内障害者団体との意見交換会等において寄せられたニーズを把握し、関係各課にて調整・検討を進めた。</li> <li>5 災害時の避難については、区内のグループホームから意見をいただいた。</li> </ol>



課題等	<p><b>【危機管理課】</b> ◆今後も定期的に使用期限を迎える備蓄品の入替を行う必要がある。また令和元年度の台風19号のように福祉避難所として施設を使用した際は、消費された備蓄品を補充する必要がある。</p> <p><b>【障害者施設課】</b> ◆障害特性に合わせた対応ができるよう、福祉避難所の機能充実を図る必要がある。また、発災時に混乱しないよう、マンホールトイレなど避難所設置時に必要な設備の設置・使用方法について、避難所運営者の技術向上を図る必要がある。 ◆各施設の実情を踏まえた実行性のある福祉避難所の設置、運営について検討を行う必要がある。</p> <p><b>【保健予防課】</b> ◆各精神疾患の障害特性に合わせた対応ができるよう、避難の在り方や、平常時の支援についても検討する必要がある。</p>
令和2年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用期限を迎える福祉避難所の備蓄品の入替を行う。</li> <li>2 ウェルピアかつしかでは、引き続き地元町会と協働し、福祉避難所の開設を含む避難所設置・運営訓練を実施する。</li> <li>3 民間の障害児者通所施設において、施設の実情を踏まえた福祉避難所設置・運営訓練を実施する。</li> <li>4 区内障害者団体との意見交換会等において当事者の方々のニーズを把握し、関係各課にて調整・検討を行う。</li> <li>5 各精神疾患の障害特性を踏まえた避難所の在り方について検討する。 平常時より、災害時の対応について検討する。</li> </ol>

取組名	災害時要配慮者への対応計画の作成	所管課	危機管理課・障害福祉課・障害者施設課・保健予防課・地域保健課
		計画書掲載頁	57

基本目標	4 地域で支えあうまちづくり
施策	(4)防災対策の充実

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 避難支援計画等の充実

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	検討	実施	実施	実施	実施	実施
実績	検討	実施				

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆災害時における支援が必要な要配慮者名簿の活用方法について検討し、安否確認、避難所となる障害者施設等への避難方法、災害ボランティアの活用、区内全域の災害時要配慮者を対象とした避難支援計画を充実させます。</p> <p>◆水防法の改正に伴い義務化された、要配慮者利用施設における洪水時の避難確保計画の作成を支援します。</p>
---

(2)取組結果等

平成30年度	
取組内容	<p>1 要配慮者名簿の活用方法、安否確認の方法、避難所までの避難方法及び災害時配慮者を対象とした避難支援計画の充実に向けたスケジュール策定、各課役割分担等を関係課が連携し、検討を行う。</p> <p>2 対象となるよう配慮者利用施設に対して水防に関する研修会を実施するとともに、引き続き避難確保計画作成の支援を行う。</p>
取組結果	<p>1 避難行動要支援者名簿の対象者について、避難支援のための個別計画の作成方法について整理をした。</p> <p>2 洪水時の避難確保計画の提出数が向上した。</p> <p>◆災害時個別支援計画の作成 難病及び小児慢性疾患で人工呼吸器を使用して在宅療養生活を送っている方に対して、災害時個別支援計画を作成した。</p> <p>◆人工呼吸器使用者の災害時の対応及び研修会の開催 難病や小児慢性疾患のうち約40人が、人工呼吸器を使用して在宅療養生活を送っており、平成24年度から保健所・保健センターで、災害時個別支援計画を立てている。計画作成では、停電時に人工呼吸器のバッテリーを充電するための電源確保と、停電を想定した訓練が課題である。 在宅人工呼吸器使用者の災害時における電源を確保するために、令和元年度に新たに緊急医療救護所8箇所と保健センター2箇所の合計10箇所に、カセットガス発電機を1台ずつ配置する。 配置に先がけて、平成30年度に在宅人工呼吸器使用者の家族や支援者を対象に、カセットガス発電機の使用方法について、実習を取り入れた研修会を開催した。</p> <p>◆区内の肢体不自由児者団体との意見交換会を行い、災害時要配慮者に対する区の支援策の現状についての情報提供及び意見交換を行った。その中で、災害時個別支援計画の作成を一層進めてほしい旨の要望をいただいた。</p>

課題等	<p>【危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆個別計画の作成率を向上させ、実効性について検証する必要がある。</li> <li>◆新規開設された要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成について働きかける必要がある。</li> </ul> <p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆在宅において人工呼吸器を使用する重度障害者に対しては、日頃から地区担当ケースワーカーが相談を受け、日常生活用具の給付等をはじめ様々な支援を行っているが、災害時の支援という視点から相談援助を充実させていく必要がある。</li> </ul> <p>【保健予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和元年度に新たに緊急医療救護所8箇所と保健センター2箇所の合計10箇所に、カセットガス発電機を1台ずつ配置することについて、人工呼吸器以外の吸引器、吸入器など、医療機器を使用して在宅療養者にも周知する必要がある。</li> </ul>
令和元年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難行動要支援者名簿の対象者に、避難支援のための個別計画の様式を送付する。</li> <li>2 避難確保計画が未提出の要配慮者利用施設に対して、計画を提出するように通知する。</li> <li>3 在宅において人工呼吸器を使用する重度の身体障害者に係る災害時個別支援計画について、他自治体における実施方法等を調査・研究していく。</li> <li>4 人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成 引き続き、今年度も保健所・保健センターでは災害時に備え、難病や小児慢性疾患災害時個別支援計画を立てる。</li> <li>5 令和元年度に医療機器使用者のためにカセットガス発電機を配置することについての周知 令和元年度に新たに緊急医療救護所8箇所と保健センター2箇所の合計10箇所に、カセットガス発電機を1台ずつ配置することについて、周知を行う。</li> </ol>
取組結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 今年度新規対象者については、個別計画を整理することができた。</li> <li>2 避難確保計画の提出率が、昨年度より20%程度向上した。</li> <li>3 日頃から各々の人工呼吸器使用者を支援している訪問看護ステーションと連携し、災害時個別支援計画の作成を進めることとした。</li> <li>4 人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成 今年度も保健所・保健センターでは災害時に備え、難病や小児慢性疾患災害時個別支援計画を立てた。</li> <li>5 新たに緊急医療救護所8箇所と保健センター2箇所の合計10箇所に、カセットガス発電機を1台ずつ配置し、周知を行った。</li> </ol>
課題等	<p>【危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆個別計画の様式は、今年度新規対象者にしか送付できていない。</li> <li>◆避難確保計画の提出率は、まだ6割程度に留まっている。</li> </ul> <p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害時個別支援計画の作成時における感染症対策について、当事者と家族に不安がある。</li> </ul>

課題等	<p>【保健予防課】</p> <p>◆人工呼吸器使用者の災害時支援については、災害時に個別支援計画に基づき災害時に行動できるようにするため、各家庭におけるシミュレーションが必要である。</p> <p>◆人工呼吸器は外部バッテリーのない機種もあるため、停電時には居宅内に発電機が必要な対象者もいる。このことから、停電時の対策を更に拡充する必要がある。</p>
令和2年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難行動要支援者名簿の対象者に、避難支援のための個別計画の様式を送付する。</li> <li>2 避難確保計画の雛形を、新たに作成したハザードマップの内容も踏まえて見直し、各施設に新しい雛形に基づいて避難確保計画を提出するように促す。</li> <li>3 感染症の流行状態を見極めつつ、訪問看護ステーションと連携し、災害時個別支援計画作成を進める。</li> <li>4 保健所・保健センターが訪問看護ステーションと連携して、人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を立てるとともに、災害時に行動できるようにするため、各家庭におけるシミュレーションを行う。</li> <li>5 停電時の対策として、必要な人工呼吸器使用者に発電機を貸与する。</li> </ol>